別冊資料1

「公共施設等における障害者の受入れに関する実態調査」 図 表

目 次

I 障害者差別解消法に基づく取組状況編

1 対応5	要領の公表、相談への対応等
図表 1	対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況(国の行政機関) 1
図表 2	対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況(地方公共団体) 2
図表3	対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況(独立行政法人
等	:) ······ 3
図表 4	障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況(国の行政機関)・・・・・・・4
図表 5	障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況(地方公共団体)・・・・・・5
図表 6	障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況(独立行政法人等)・・・・・・6
図表 7	障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況(事業者)・・・・・・・・・7
	を理由とする差別に関する相談窓口・バリアフリーに係る情報の提供
	障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報の提供状況(国の行政機関) ・・・・・・・ 8
	障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報の提供状況(地方公共団体) ・・・・・・・ 9
図表 10	バリアフリー情報の提供状況(国の行政機関)・・・・・・・・・・・・・・13
図表 11	バリアフリー情報の提供状況(地方公共団体及び公立病院)・・・・・・・・・・・・・・・・14
図表 12	バリアフリー情報の提供状況(独立行政法人等)・・・・・・・・・・・・・15
図表 13	バリアフリー情報の提供状況 (事業者)
図表 14	バリアフリー情報が入居官署で区々となっているなど、情報提供の充実を図る余地がある
事	·例···································
図表 15	提供しているバリアフリー情報では、具体的なバリアフリー施設の整備状況が判然としない
事	·例···································
図表 16	トイレに係るバリアフリー情報について、オストメイト対応トイレである旨を追記するなど
内	容の充実を図る余地がある事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
	_「 政機関のホームページにおける情報アクセシビリティ
	当局が実施した情報アクセシビリティ点検の内容・・・・・・・・・・・・25
	情報アクセシビリティ点検の実施結果(障害を理由とする差別に関する相談窓口の
	ページ)
図表 19	情報アクセシビリティ点検の実施結果(庁舎のバリアフリー情報のページ)・・・・・・・29
4 その(
図表 20	外部講師を招いて研修を実施している事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
図表 21	自機関において実技や実演を盛り込んだ研修・講習を開催・受講している事例42
図表 22	障害のある方等の疑似体験ができる自機関の施設を活用している事例(四国地方整備局)・・44
図表 23	障害者対応を適切に行うためのマニュアルを自機関で独自に作成している事例・・・・・・・・・・・45
図表 9/	暗宝を理由とする差別の解消に関する啓発活動の実施状況··················48

図表 25	災害時における聴覚障害者への配慮に関する冊子を配布し、住民に啓発している事例 (綾川町) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
図表 26	香川県内に設置されている障害者差別解消支援地域協議会の特徴的な構成員及び分野別
	構成員について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
図表 27	障害者差別解消支援地域協議会の構成員一覧・・・・・・・・・・・・・・・・55
図表 28	障害者差別解消支援地域協議会での要望等を踏まえ新たな取組を実施した事例・・・・・・・60
図表 29	香川県内の機関における合理的配慮の提供例・・・・・・・・・・・・・・・・・61
	Ⅱ 身体障害者補助犬の受入状況編
図表 30	香川県内の盲導犬使用者が不当な差別的取扱いを受けた事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
図表 31	香川県内の盲導犬使用者が対応が良いと感じた事例・・・・・・・・・・・・・・71
図表 32	香川県内の盲導犬使用者が、盲導犬と外出する際に気を付けていること・・・・・・・・73
図表 33	香川県内の盲導犬使用者が、周囲の方にお願いしたいと思うこと・・・・・・・・・・73
図表 34	香川県内の盲導犬使用者の行政に対する主な意見・要望・・・・・・・・・・・・・・・・74
図表 35	補助犬に関する啓発活動の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
図表 36	補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への掲示状況(国の行政機関)・・・・・・76
図表 37	補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への掲示状況(地方公共団体及び公立
J	病院)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
図表 38	補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への掲示状況(独立行政法人等)・・・・・78
図表 39	補助犬の受入れを明示するステッカーの自施設への掲示状況等(事業者)・・・・・・・78
図表 40	医療機関における補助犬使用者及び補助犬の受入体制の整備状況・・・・・・・・・・・78

【主な用語】

障害者差別解消法:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

基本方針:障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)

対応要領:障害者差別解消法第9条及び第10条の規定に基づき、国の行政機関の長、地方公共団体

等が、基本方針に即して、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、職員

が適切に対応するために定めた要領

対応指針:障害者差別解消法第11条の規定に基づき、主務大臣が、基本方針に即して、不当な差別

的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、事業者が適切に対応するために定めた指針

障害を理由とする差別に関する相談窓口:障害者差別解消法第 14 条、基本方針第 5-2、対応要領及

び対応指針に基づき、国の行政機関、独立行政法人等、

地方公共団体及び事業者が設置する相談窓口

協議会:障害者差別解消法第17条の規定に基づき組織される障害者差別解消支援地域協議会 バリアフリー法:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号) バリアフリー情報:移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成18年国家公安委員会、総務省、国

土交通省告示第 1 号。平成 23 年 3 月 31 日全部改正)二-2 の規定において、インターネットやパンフレット等により提供することが望ましいとされている、障害者等の移動時などにおける利便性や安全性を向上するための施設等に関する情報

報

補助犬法:身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)

補助犬:補助犬法第2条第1項の規定に基づく身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)

医療機関用補助犬受入マニュアル:「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために〜医

療機関に考慮していただきたいこと~」(平成25年6月厚生労

働省社会·援護局障害保健福祉部)

※ 個別の制度、組織等の名称に「障がい」と表記されている場合を除き、原則、 法令 (障害者差別解消法等)の表記に従い、「障害」と表記した。

図表 1 対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況(国の行政機関)

調査対象機関	対応要領の公表状況	障害を理由とする差別に関する 相談窓口の名称等
四国行政評価支局	0	総務課
高松法務局	0	職員課
丸亀支局	0	高松法務局職員課が対応
高松高等検察庁	0	人事課
四国財務局	0	財務広報相談室
高松国税局	0	納税者支援調整官
高松税務署	0	総務課
丸亀税務署	0	総務課
香川労働局	0	総務課
高松労働基準監督署	0	
丸亀労働基準監督署	0	香川労働局総務課が対応
高松公共職業安定所	0	17 133 Jan 31 23 Jan 17 7 37 1
丸亀公共職業安定所	0	
四国経済産業局	0	総務課
四国地方整備局	0	主任監査官
四国運輸局	0	消費者行政・情報課
計	公表:16機関	
印	未公表:0機関	

⁽注) 1 当局の調査結果による。

² 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

^{3 「○」}は公表していることを示す。

図表 2 対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況(地方公共 団体)

	対応要領の	障害を理由とする差別に	
関連調査等対象機関	公表状況	 関する相談窓口の名称	特記事項
香川県	0	障害福祉相談所	_
高松市	0	障がい福祉課	_
丸亀市	0	福祉課	_
坂出市	0	ふくし課	_
善通寺市	0	社会福祉課	_
観音寺市	×	社会福祉課	_
さぬき市	0	長寿障害福祉課	_
東かがわ市	0	福祉課	_
三豊市	0	福祉課	
土庄町	0	福祉課	_
小豆島町	0	健康づくり福祉課	_
			・平成30年11月からホ
三木町	×	健康福祉課	ームページ上で対応要
			領を公表
直島町	0	住民福祉課	_
宇多津町	×	保健福祉課	_
綾川町	×	健康福祉課	_
琴平町	0	福祉保険課	_
多度津町	×	健康福祉課	_
			・平成30年8月からホ
まんのう町	×	福祉保険課	ームページ上で対応要
			領を公表
⇒I	公表:12機関		
計	未公表:6機関		

⁽注) 1 当局の調査結果による。

² 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

^{3 「○」}は公表していることを、「×」は公表していないことを示す。

図表 3 対応要領の公表状況及び障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備状況(独立行政 法人等)

関連調査等対象機関	対応要領の公表状況	障害を理由とする差別に関する 相談窓口の名称
日本司法支援センター 香川地方事務所	0	事務局長
四国こどもとおとなの 医療センター	0	管理課
		学生支援センターバリアフリー支援室
		教育学部総務係
		教育学部学務係
		法学部・経済学部総務係
香川大学	O	法学部・経済学部学務第一係
		法学部・経済学部学務第二係
		保健管理センター
		なんでも相談窓口
		コンプライアンス相談窓口
高松西年金事務所	0	副所長
計	公表:4機関	
ĦΤ	未公表:0機関	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。
 - 3 香川大学における相談窓口は、関連調査対象とした幸町地区事業場における実績のみを掲載している。
 - 4 「○」は公表していることを示す。

図表 4 障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況(国の行政機関)

_				
	調査対象機関	平成 28 年度	29 年度	30 年度
Д	国国行政評価支局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
凊	高松法務局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	丸亀支局	_	_	_
凊	系松高等検察庁	0 (0)	0 (0)	0 (0)
Л	国国財務局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
凊	哥松国税局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	高松税務署	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	丸亀税務署	0 (0)	0 (0)	0 (0)
犁	幹川労働局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	高松労働基準監督署	_	_	_
	丸亀労働基準監督署	_	_	_
	高松公共職業安定所	_	_	_
	丸亀公共職業安定所	_	_	_
Д	国国経済産業局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
Д	1国地方整備局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
Д	1国運輸局	12 (0)	8 (0)	7 (0)
	計	12 (0)	8 (0)	7 (0)
	0.)		Į.	

⁽注) 1 当局の調査結果による。

² 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

^{3 ()} 内の数値は、補助犬に関する相談の受付件数を示す。

^{4 「-」}は、当該機関の上部機関で相談を受け付けていることを示す。

図表 5 障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況(地方公共団体)

関連調査等対象機関	平成 28 年度	29 年度	30 年度
香川県	16 (1)	21 (2)	8 (0)
高松市	18 (1)	19 (4)	9 (0)
丸亀市	1 (0)	2 (0)	1 (0)
坂出市	1 (0)	0 (0)	0 (0)
善通寺市	0 (0)	1 (0)	0 (0)
観音寺市	0 (0)	1 (0)	1 (0)
さぬき市	1 (0)	1 (0)	0 (0)
東かがわ市	0 (0)	0 (0)	0 (0)
三豊市	0 (0)	1 (0)	0 (0)
土庄町	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小豆島町	2 (0)	0 (0)	0 (0)
三木町	1 (0)	0 (0)	0 (0)
直島町	0 (0)	0 (0)	0 (0)
宇多津町	0 (0)	1 (0)	0 (0)
綾川町	0 (0)	1 (0)	0 (0)
琴平町	0 (0)	0 (0)	0 (0)
多度津町	0 (0)	1 (0)	0 (0)
まんのう町	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	40 (2)	49 (6)	19 (0)

⁽注) 1 当局の調査結果による。

² 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

^{3 ()} 内の数値は、補助犬に関する相談の受付件数を示す。

図表 6 障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況(独立行政法人等)

関連調査等対象機関	平成 28 年度	29 年度	30 年度
日本司法支援センター香川地方事務	所 0 (0)	0 (0)	0 (0)
四国こどもとおとなの医療センター	- 0 (0)	0 (0)	0 (0)
香川大学	1, 232 (0)	1,718 (0)	161 (0)
学生支援センター	1 150 (0)	1 (02 (0)	147 (0)
バリアフリー支援室	1, 159 (0)	1,603 (0)	147 (0)
教育学部総務係	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育学部学務係	0 (0)	0 (0)	0 (0)
法学部・経済学部	0 (0)	0 (0)	0 (0)
総務係	0 (0)	0 (0)	0 (0)
法学部・経済学部	0 (0)	0 (0)	0 (0)
学務第一係	0 (0)	0 (0)	0 (0)
法学部・経済学部	0 (0)	1 (0)	0 (0)
学務第二係	0 (0)	1 (0)	0 (0)
保健管理センター	73 (0)	113 (0)	13 (0)
なんでも相談窓口	0 (0)	1 (0)	1 (0)
コンプライアンス相談窓	0 (0)	0 (0)	0 (0)
高松西年金事務所	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	1,232 (0)	1,718 (0)	161 (0)
(注) 1 単巳の調本は甲による	4	1	1

⁽注) 1 当局の調査結果による。

² 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

³ 香川大学における相談窓口は、関連調査対象とした幸町地区事業場における実績のみを掲載している。

⁴ 香川大学が受け付けた相談件数については、電話、来所等による相談のほか、i)障害のある学生が大学に必要な支援・配慮について申し出る「支援・配慮申請書」、ii)障害のある学生を支援する学生支援センターバリアフリー支援室の利用を申し出る「バリアフリー支援室利用申込書」等の受理件数も含んでいる。

^{5 ()} 内の数値は、補助犬に関する相談の受付件数を示す。

図表 7 障害を理由とする差別に関する相談窓口における相談の受付状況(事業者)

関連調査等対象機関	平成 28 年度	29 年度	30 年度
事業者 (3 事業者)	23 (1)	15 (0)	7 (0)

⁽注) 1 当局の調査結果による。

² 当局が調査を実施した 9 事業者のうち、平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 31 日までの受付状況が把握できた 3 事業者の合計値を記載した。

^{3 ()} 内の数値は、補助犬に関する相談の受付件数を示す。

図表 8 障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報の提供状況(国の行政機関)

		提供状況		
	調査対象機関		提供している連絡手段 に関する情報	特記事項
兀	国行政評価支局	\Diamond	電話番号、ファクシミリ番号	ホームページで提供
直	i松法務局	\Diamond	電話番号、ファクシミリ番号、	ホームページで提供
ļ¤,	(1五1五1万)问	>	メールアドレス、住所	が、おくうで使民
占	i松高等検察庁	\Diamond	電話番号、ファクシミリ番号、	ホームページで提供
FF.	仏同寺恢奈/	<u> </u>	メールアドレス、住所	かっない。クリ症ਲ
兀	国財務局	_		_
高	松国税局	_	_	_
	高松税務署	_	_	_
	丸亀税務署	_	_	_
香	:川労働局	_	_	_
兀	国経済産業局	_	_	_
兀	国地方整備局	_	_	_
兀	国運輸局		_	_
	計	◇:3機関		

【備考】

有識者からは、「本省等のホームページに、全国の出先機関における障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報が掲載されていても、出先機関に相談する場合、<u>まずは当該出先機関のホームページで当該相談窓口を確認すると思われるので、出先機関のホームページにも当該相談窓口に係る情報が明確化されていることが必要ではないか。</u>」、「障害者団体に所属している人などは、当該団体を通じて相談することもできるが、そうでない場合、<u>どこに相談すればいいのか分からない人はいるのではないか。</u>」といった意見があったほか、障害を理由とする差別に関する相談窓口の情報提供方法について、「ホームページのほか、パンフレット等の紙媒体など、多様な手段で情報提供を行うことが望ましい。」、「スマートフォンを使う人が増えているので、QRコードを活用した情報提供も有効ではないか。」といった意見もあった。また、障害を理由とする差別に関する相談窓口への連絡手段について、「電話番号だけでなく、聴覚に障害のある方などのために、ファクシミリ番号やメールアドレスなども掲載しておくことが望ましい。」との意見があった。

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 調査は、障害を理由とする差別に関する相談窓口が設置されている機関を対象に実施した。
 - 3 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。
 - 4 「提供状況」欄については、障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報を、当該相談窓口への 連絡手段を含め、提供している機関に「◇」を付した。

図表 9 障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報の提供状況(地方公共団体)

	関連調査等 対象機関	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	提供	提供状況 ***********************************	からき	特記事項
(電話番号) (電話番号 ファク (電話番号 ファク (電話番号 ファク (電話番号 ファク (電話番号 ファク (電話番号 ファク シミリ番号 住所) マミリ番号 (任所) (電話番号 ファク (電話番号 ファク シミリ番号 (任所) ファク マミリ番号 (任所) マミリ番号 (任所) マミリ番号 (任所) マミリ番号 (任所) マミリ番号 (任所) マミリ番号 (任所) マミリ番号 (年所) アドレス、(年所) アドレス、(年所) アドレス、(年所)	(*)	↑ 話番号、ファク /ミリ番号)	(各舉異專)			・各媒体とも県内市町全ての相 談窓口に関する情報を掲載し ている。
(電話番号、ファク メール ファク ファク ファク マァク マァク マァク マァク マァク マァク マァク マ		*	(全暴理事)		(長 嬰 里 皇)	「その他」は福祉サービス等を まとめた冊子
(電話番号、ファク	,,	L × (x		700		
(電話番号) (電話番号、ファク ー		<u> </u>	•			
ファク (電話番号、ファク メール ス) (電話番号、ファク と)		(各舉異團)		I	ſ
(電話番号、ファク		◇(電話番号、ファク シミリ番号)	•	_	_	
(電話番号、ファク シミリ番号、住所) ◇ (電話番号、ファク シミリ番号、メール ミリ番号、メールアド アドレス、住所)	','	7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7, 7				[
(電話番号、ファク (電話番号、ファクシ シミリ番号、メール ミリ番号、メールアド アドレス、住所) レス、住所)		•	•	-	-	l
		*	(各舉異專)	—	◇ (電話番号、ファクシ ミリ番号、メールアド レス、住所)	・「その他」は福祉サービス等をまとめた冊子

関連調査等			提供状況		4 公平
対象機関	ホームへ。ージ	広報誌	ハッンフレット・リーフレット	その他	特記事 頃
土庄町	◆ (電話番号、ファク シミリ番号、メール アドレス、住所)	(電話番号)	(電話番号、 クマア、号番話) シミリ番号)		l
小豆島町	(台舉拜運)	◇ (電話番号)	◇ (電話番号、ファク シミリ番号)	◇ (電話番号、メールア ドレス)	・「その他」は障害者差別解消法の啓発チラシ
三十町		右高	右記参照		・当局の調査結果を踏まえ提供を検討予定
直島町	*	◇ (電話番号)			
宇多津町	右記参照	◇(電話番号、ファク シミリ番号)	◇(電話番号、ファク シミリ番号)	l	・平成30年8月からホームページ上で障害を理由とする差別 に関する相談窓口に係る情報 を掲載開始
綾川町	右記参照				・ 平成30年8月からホームページ上で障害を理由とする差別 に関する相談窓口に係る情報 を掲載開始
琴平町	右記参照				・ 平成30年8月からホームページ上で障害を理由とする差別 に関する相談窓口に係る情報 を掲載開始
多度津町	*				

		1			
		提供	提供状況		在当中古
がしない。 しょう	1/2	広報誌	1611-1·16111°	その他	4 記事法
					・障害者差別解消法に関する情
					報の問合せ先のほか、平成 30
•					年8月に障害を理由とする差
(右記参照)	照)				別に関する相談窓口に係る情
					報を追加掲載し、更に明確化を
					図った。
◇:8機関	幾関	◇:8機関	目 猕 11・~	目 ※ 6・~	
▶:6機関	劉	◆:3機関	✓:11 (豫) ※	○ (教)	

(備考)

(有識者からの意見)

有識者からは、「障害者団体に所属している人などは、当該団体を通じて相談することもできるが、そうでない場合、どこに相談すればいいのか分 からない人はいるのではないか。」といった意見があったほか、障害を理由とする差別に関する相談窓口の情報提供方法について、「ホームページの ほか、パンフレット等の紙媒体など、多様な手段で情報提供を行うことが望ましい。」、「スマートフォンを使う人が増えているので、QRコードを 活用した情報提供も有効ではないか。」といった意見もあった。 また、障害を理由とする差別に関する相談窓口への連絡手段について、「電話番号だけでなく、聴覚に障害のある方などのために、ファクシミリ番 号やメールアドレスなども掲載しておくことが望ましい。」との意見があった。

(「◆」を付している媒体:障害を理由とする差別に関する相談窓口の明確化を更に図る余地があるもの)

「◆」を付している媒体については、上記意見に加え、有識者からの「障害者差別解消法に関する情報を掲載している媒体について、当該情報に 関する問合せ先を掲載しているのみだと、問合せ先が障害を理由とする差別に関する相談窓口であると受け止められないことも想定されるので、明 確に当該相談窓口に係る情報を掲載しておくことが望ましい。」との意見に該当する媒体(障害者差別解消法の内容に関する問合せ先のみ掲載して いる媒体)である。

なお、高松市は、ホームページ上で障害のある方等からの相談に応じる窓口として障がい福祉課を周知しているが、受け付けている相談内容を掲 載する余地があると考えられるため、障害を理由とする差別に関する相談窓口の明確化を更に図る余地があるものとして整理した。 <※障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報を、当該相談窓口への連絡手段を含め、提供している媒体の一例:観音寺市ホームページ 障害を理由とする差別にかかわる相談や紛争解決については、まず次の担当窓口にご相談ください。そこで解決できない場合も、その内容に応じた通切な相談窓内が紹介されます。 行うよう努めなければなりません 障がい者への合理的配慮 行わなければなりません (0875)-23-3993 (087)-867-3050 FAX番号 (0875)-23-3963 (087)-867-2696 電話番号 不当な差別的取扱い 三洲 ● このページに関するお問い合わせ先 障害者差別にかかわる相談窓口 この法律で守らなければならないこと <u>社会福祉課</u> 〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号 メールでのお聞い合わせはこちら 国の行政機関・地方公共団体など 民間事業者など※個人事業者や NPOなど含む 香川県障害福祉相談所 観音寺市社会福祉課 相談窓口 Fax: 0875-23-3993 Tel: 0875-23-3963 障がい者福祉係

(注) 1 当局の調査結果による。

:調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

「提供状況」欄については、障害を理由とする差別に関する相談窓口に係る情報を、当該相談窓口への連絡手段を含め、提供している機関に「◇」を付した。「◆」は 備考欄を参照

() 内は、「◇」を付した各媒体で提供されている障害を理由とする差別に関する相談窓口への連絡手段に関する情報であり、ホームページ以外の媒体については、 直近に作成された媒体で提供されている連絡手段を記載している。 4

図表 10 バリアフリー情報の提供状況 (国の行政機関)

調査対象機関	提供状況	提供媒体	特記事項
四国行政評価支局	0		
高松法務局	0		
丸亀支局	0		・高松法務局ホームページで提供
高松高等検察庁	0		
四国財務局	0		
高松国税局	0		
高松税務署	0		・高松国税局ホームページで提供
丸亀税務署	0		・同仏国代内が、石・・・ン(定供
香川労働局	0	ホームページ	ジリマラリ 桂却 し アージリマ
高松労働基準監督署	0		・バリアフリー情報として、バリア
丸亀労働基準監督署	0		フリー法で定める建築物移動等 円滑化基準への適合状況を掲載
高松公共職業安定所	0		(図表 15 参照)
丸亀公共職業安定所	0		(因衣 13 参照)
四国経済産業局	0		
四国地方整備局	0		
四国運輸局	0		
計	提供:16機関 未提供:0機関	ホームページ:16 機関	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。
 - 3 「○」は、バリアフリー情報を提供していることを示す。
 - 4 自機関のホームページ等でバリアフリー情報を一部でも提供していれば、バリアフリー情報を提供しているものとして整理した。

図表 11 バリアフリー情報の提供状況 (地方公共団体及び公立病院)

関連調査等 対象機関	提供状况	提供媒体	特記事項
香川県	0	ホームページ	_
高松市	0	ホームページ	_
丸亀市	×	_	_
坂出市	×		• 新庁舎建設中
善通寺市	×	_	• 新庁舎建設予定
観音寺市	0	ホームページ	_
さぬき市	×	_	_
東かがわ市	0	ホームページ、冊子	・冊子は、福祉サービス等をま とめたもの
三豊市	0	ホームページ、広報誌	
土庄町	×	_	• 新庁舎建設予定
小豆島町	0	ホームページ	_
三木町	×	_	_
直島町	×	_	_
宇多津町	0	ホームページ	_
綾川町	×	_	_
琴平町	×		
多度津町	×	_	・新庁舎建設予定
まんのう町	×		
計	提供:7機関 未提供:11機関	ホームページ: 7 機関 広報誌:1 機関 冊子:1 機関	
公立病院A	0	ホームページ	_
公立病院B	0	ホームページ	_
計	提供:2機関表提供:0機関	ホームページ:2機関	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。
 - 3 「〇」はバリアフリー情報を提供していることを、「×」はバリアフリー情報を提供していないことを示す。
 - 4 自機関のホームページ等でバリアフリー情報を一部でも提供していれば、バリアフリー情報を提供しているものとして整理した。

図表 12 バリアフリー情報の提供状況 (独立行政法人等)

関連調査等対象機関	提供状況	提供媒体	特記事項
日本司法支援センター香川地方事務所	0		
四国こどもとおとなの医療センター	0	ホームページ	
香川大学	0		
高松西年金事務所	×		・ホームページの
同位四十金事物別	^		編集権限無し
計	提供:3機関	ホームページ: 3 機関	
p1	未提供:1機関		

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。
 - 3 「○」はバリアフリー情報を提供していることを、「×」はバリアフリー情報を提供していないことを示す。
 - 4 自機関のホームページ等でバリアフリー情報を一部でも提供していれば、バリアフリー情報を提供しているものとして整理した。

図表 13 バリアフリー情報の提供状況(事業者)

厚	月連調査等対象機関数:8事業者	提供媒体	提供している情報の一例
	うちバリアフリー情報を提供 している事業者数:6事業者	ホームページ:6 事業者	・多目的トイレ、身体障害者用駐車 場、船舶及びバス等の車両が車椅子 対応している旨

- (注)1 当局の調査結果による。
 - 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。
 - 3 バリアフリー対応の設備がないとしている1事業者は、関連調査等対象機関数から除外した。
 - 4 自機関のホームページ等でバリアフリー情報を一部でも提供していれば、バリアフリー情報を提供しているものとして整理した。

図表 14 バリアフリー情報が入居官署で区々となっているなど、情報提供の充実を図る余地がある事例

又は高松法務合同庁舎に入居している調査対象機関がホームページで公開しているバリアフリー情報について、以下 高松サンポート合同庁舎(北館・南館) の状況がみられた。

- 1)同じ庁舎に入居しているにもかかわらず、官署ごとに提供しているバリアフリー情報の内容が異なっており、充実を図る余地がある。【四国行政評価支局、 四国経済産業局及び高松高等検察庁】 四国財務局、
- ii)誤ったバリアフリー情報を提供している。【四国経済産業局、四国地方整備局及び四国運輸局】
- …) 庁舎移転前の古いバリアフリー情報を提供している。【高松法務局(人権擁護部分)
- iv)新たに整備したバリアフリー施設に関する情報を提供する余地がある。【高松法務局及び高松高等検察庁】

真秋サンポート全同庁舎入居宜署がホームページで冷開しているべ!) アフリー情報の比較 -#

バリアフリー情報		出入口(自	敷地内通路	視覚障害者	7 7 7	7	H 7	H レベーダー
	者用駐車場	動ドア)	(出入口前 高低差)	用誘導ブロック	車椅子使用者 用トイレ	オストメイト対応トイレ		車椅子対応エレベーター、点字・音声付エ
調查対象機関名								レベーター
四国行政評価支局 (南館)	0	×	×	0	0	0	0	×
高松法務局(人権擁護部(南館))(注3)	0	0	0	0	0	0	0	0
四国財務局(南館:管理官署)	0	×	0	0	0	0	0	×
香川労働局 (北館))	(注5)			
四国経済産業局(北館)	×	×	×	0	(注6)	0	0	0
四国地方整備局 (北館)	(注 7)	0	0	0	(注 6)	0	0	0
四国運輸局(南館)	(注 7)	0	(注8)	0	(注 6)	0	0	0

- (注) 1 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。
- バリアフリー情報の比較は、バリアフリー法第2条第18号で規定する建築物特定施設に係る情報を中心に行った。
- 調査を契機に改善 調査日時点では庁舎移転前の情報を掲載していたが、 高松法務局では、人権擁護部に関するバリアフリー情報について、 したため、本表には改善後の情報で整理した。
- 「〇」はベリアフリー施設の有無に 「◎」はバリアフリー施設を整備している場所(階数)に関する情報まで具体的に提供していることを、 関する情報を提供していることを、「×」はバリアフリー施設に関する情報を提供していないことを示す。
- (2 路のトイトは (図表 15 参照) 香川労働局は、バリアフリー情報として、バリアフリー法で定める建築物移動等円滑化基準への適合状況を掲載している 一部誤った情報 四国経済産業局、四国地方整備局及び四国運輸局は、車椅子使用者用トイレを利用できる性別について、 2
- <u>にある旨掲載)を掲載している</u> (なお、四国地方整備局は、南館完成に伴う駐車場の位置情報の更新が行われなかったことによる。)。 四国地方整備局及び四国運輸局は、車椅子使用者用駐車場の設置場所について誤った情報(駐車場は地上にあるにもかかわらず、 男子用と掲載)を掲載している。 男女兼用であるにもかかわらず、
 - スロープがある旨と無い旨の情報が混在した状況となっている。 四国運輸局は、敷地内通路について、

高松法務合同庁舎入居官署がホームページで公開しているバリアフリー情報の比較 表2

バリアフリー情報	車椅子使用	ラ	敷地內通路	覚障害	イイ	7	H 7	エレベーター
	者用駐車場	動ドア)	(出入口部高低差)	用誘導ブロック	車椅子使用者オストメイト用トイレ対応トイレ	オストメイト 対応 トイ レ	\\	車椅子対応エレベー タ一、点字・音声付エ
調査対象機関名						(注4)		レベーター
高松法務局	0	0	0	0	0	×	0	0
高松高等檢察庁(管理官署)	0	×	0	0	0	×	0	0

調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。 (浜) 1 バリアフリー情報の比較は、バリアフリー法第2条第18号で規定する建築物特定施設に係る情報を中心に行った。 3 2

「〇」はバリアフリー施設の有無に関する情報を提供していることを、「×」はバリアフリー施設に関する情報を提供していないことを示す。

高松法務局及び高松高等検察庁は、調査の過程で庁舎内に オストメイト対応トイレが新たに設置されていることが判明した。

一部の機関からは、「バリアフリー施設について新設・変更等があれば、会議等の機会に合同庁舎管理官署から周知してほしい。」といった意見が聴か れた。

[備考]

有識者からは、「障害のある方にとって、自動ドアの有無に関する情報提供は大切である。」、「同じ庁舎に入居しているにもかかわらず、官署ごとに提供して いるバリアフリー情報が異なるのは好ましくないので統一すべき。」といった意見があった。

رک また、当局が実施した情報アクセシビリティ点検の際、点検実施者から、「例えば『庁舎〇階に障害者用トイレがあります』など、バリアフリー施設を整備し ている場所を具体的に提供してもらえるとありがたい。」といった意見があった(四国経済産業局、四国地方整備局及び四国運輸局が、オストメイト対応トイ レ等について、整備している場所(階数)に係る情報も提供していた。図表 19 参照)。

このほか、バリアフリー情報の提供方法について、「ホームページのほか、パンフレット等の紙媒体など、多様な手段で情報提供を行うことが望ましい。」 の意見もあった。

(注) 当局の調査結果による。

図表 15 提供しているバリアフリー情報では、具体的なバリアフリー施設の整備状況が判然としない事例

香川労働局では、ホームページ上でバリアフリー情報を管内下部機関含め一括で公開しているが、当該情報は、バリアフリー法で定める建築物移動等円滑化基準への適合状況となっている。このため、具体的な施設の整備状況が判然とせず、例えば、実際には整備されている設備が全く無いと誤認されるおそれがある。

	香	Ш	労 働	局	各施	:設	バリ	ア	フリ	J —	情 幸	设	
区 分 施 設 名	出入口	慮 下等	階段	傾斜路	エレベーター	便所	敷地内の 通路	駐車場	標識	案内設備	案内設備 までの経 路	インターホン	
香川労働局	適	適	適	適	適	適	逋	適	適	逋	適	適	
高松労働基準監督署	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	適	
高松労働基準監督署 小豆島駐在事務所	適			適		不適	適	適	適	適	適	適	
丸亀労働基準監督署	遖		不適	不適	不適	適	不適	適	適	不適	不適	適	
坂出労働基準監督署	逋	不適	不適	不適	不適	不適	不適	不適	不適	不適	不適	適	
観音寺労働基準監督署	逋	適	不適	不適	不適	適	不適	趜	適	不適	不適	適	
東かがわ労働基準監督署	適	適	不適	適	適	不適	不適	適	適	不適	不適	適	
高松公共職業安定所	適	適	適	適	適 (不適	通	適	適	遖	適	適	
しごとプラザ高松	逋	不適		不適		不適	適	不適	不適	不適	不適	不適	
丸亀公共職業安定所	逋	適	適	適	不 適(不適	通	適	適	適	適	適	

一例として、高松公共職業安定所及び丸亀公共職業安定所の便所は、香川労働局が作成したバリアフリー情報では、「不適」となっており、一見するとバリアフリー対応していないようにも読めるが、実際には車椅子使用者用トイレは設置されている。

トイレは、建築物移動等円滑化基準において、車椅子使用者用トイレを設置するほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具(オストメイト対応)を設けたトイレの設置等も求められているが、両公共職業安定所の便所には、オストメイト対応トイレが無いため、建築物移動等円滑化基準に照らすと、「不適」となる。



高松公共職業安定所のトイレ



丸亀公共職業安定所のトイレ

【備考】

有識者からは、「<u>内容が分かりにくいので、もっと明確化を図る余地があるのではないか。</u>」 といった意見が聴かれた。

また、当局が実施した情報アクセシビリティ点検の際、点検実施者から「<u>『適・不適』の意味が分かりづらいため、庁舎のバリアフリー情報を正確に把握できないおそれがある。</u>」等の意見が聴かれた(図表 19 参照)。

なお、高松公共職業安定所は、自機関のホームページで、一部バリアフリー情報を提供している(図表 19 参照)。

(注) 当局の調査結果による。

図表 16 トイレに係るバリアフリー情報について、オストメイト対応トイレである旨を追記する など内容の充実を図る余地がある事例

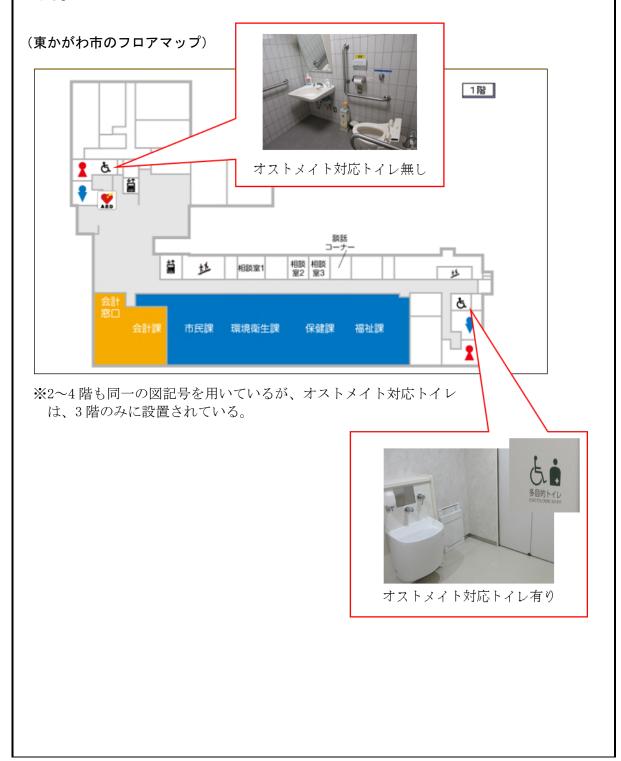
<事例1:香川大学>

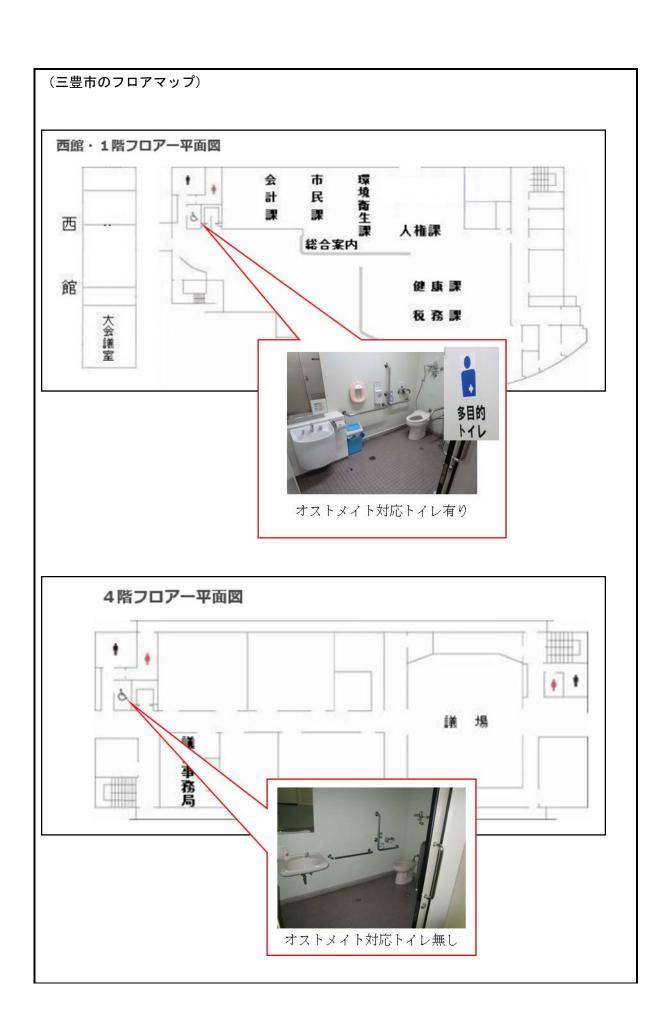
香川大学では、ホームページ上でバリアフリーマップを公開しているが、トイレについては全て「多目的トイレ」又は「ベビーシート付多目的トイレ」と表記されている。しかし、例えば、大学会館のトイレはオストメイト対応トイレが設置されている一方で、北5号館のトイレは、車椅子使用者用トイレしか設置されていない(オストメイト対応トイレ未設置)。このため、バリアフリーマップを閲覧した者が、いずれのトイレも、ベビーシートの有無を除き、同等の機能を有していると理解することが予想されるため、オストメイト対応トイレに係る情報を追記するなどの余地がある。

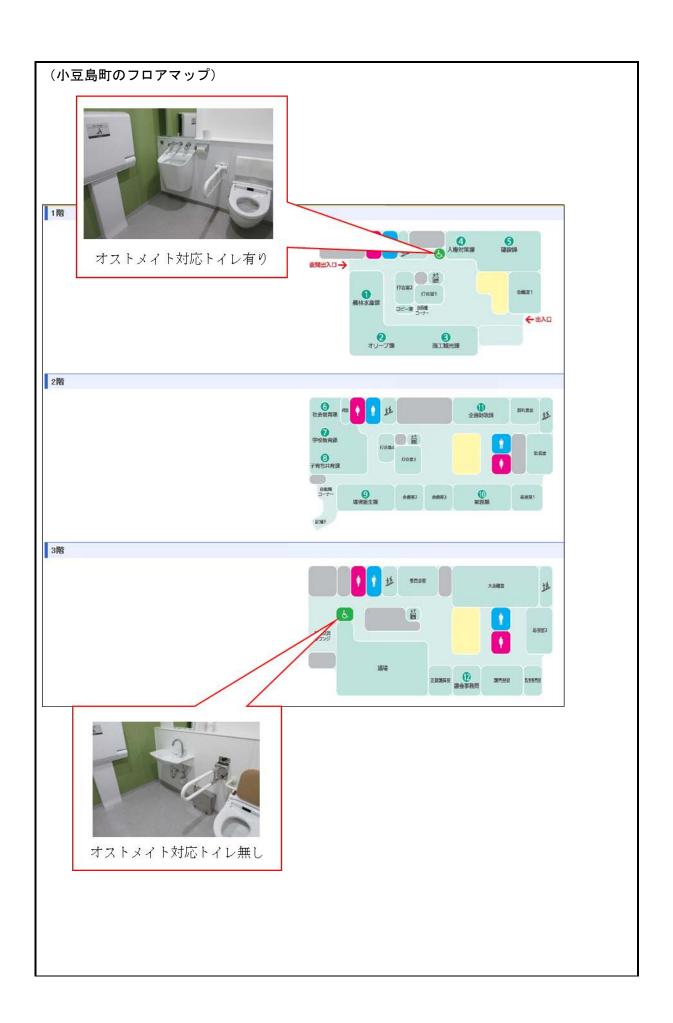


<事例 2: 東かがわ市、三豊市、小豆島町>

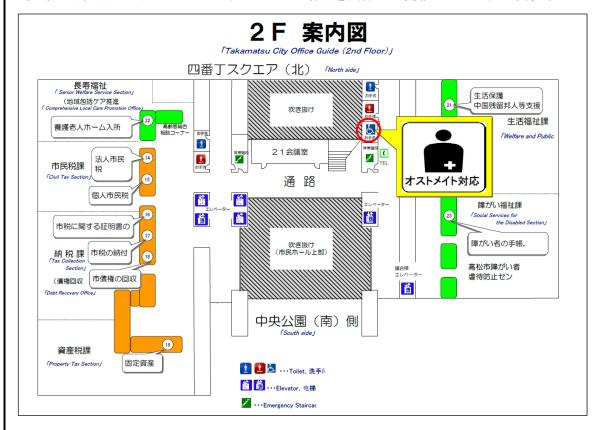
東かがわ市、三豊市及び小豆島町では、ホームページに掲載している各階の障害者用トイレの場所について、フロアマップ上に1種類の図記号で掲載しているが、当局が各階の障害者用トイレを確認したところ、オストメイト対応トイレであるものとオストメイト未対応トイレであるものがみられた。このため、閲覧した者が、いずれのトイレも、同等の機能を有していると理解することが予想されるため、オストメイト対応トイレに係る情報を追記するなどの余地がある。







<参考:庁舎図面にオストメイト対応トイレの場所を具体的に掲載している例(高松市)>



【備考】

有識者からは、「<u>多機能型のトイレの場合、そのトイレが有する機能を掲載したり、オストメイト対応トイレの設置場所を明記するなど、利用者にとって分かりやすい表示をすることが望ましい。</u>」といった意見があった。

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 香川大学は、幸町地区事業場における状況を確認した。なお、香川大学では調査を契機にオストメイト対応トイレに係る情報を追記した。
 - 3 地方公共団体は、本庁舎の状況を確認した。

図表 17 当局が実施した情報アクセシビリティ点検の内容

1 点検実施者のインターネット利用状況等

	用いている音声 読み上げソフト	インターネットの利用歴・利用頻度	身体障害者 障害程度等級
点検実施者A	PC-Talker	利 用 歴:平成4年頃から(約26年目)	
点使关胞有 A	rc-rarker	利用頻度:週2日、1日当たり1時間程度	
点検実施者B	DC T-11	利 用 歴: 平成 14 年頃から(約 16 年目)	
总使关旭有 D	PC-Talker	利用頻度:週1日、1日当たり1時間程度	1級
点検実施者C	PC-Talker	利 用 歴: 平成 12 年頃から(約 18 年目)	(視覚障害)
点使美胞有し	rc-rarker	利用頻度:週7日、1日当たり3時間程度	
点検実施者D	不使用	利 用 歴:平成22年頃から(約8年目)	
点便关肥有 D	小灰用	利用頻度:週3日、1日当たり2時間程度	

2 点検箇所

今回調査した国の行政機関のホームページのうち、以下の内容に関するページの点検を実施 した(注)。

- ① 障害を理由とする差別に関する相談窓口(四国行政評価支局、高松法務局及び高松高等検察庁の3機関が点検対象)
- ② 庁舎のバリアフリー情報 (四国行政評価支局、高松法務局、高松高等検察庁、四国財務局、 香川労働局、高松公共職業安定所、四国経済産業局、四国地方整備局及び四国運輸局の9機 関が点検対象)

ただし、国税機関(庁・国税局・署)は、読み上げ機能について国税庁において統一的に運用しているため、点検対象機関から除外した。

(注) ホームページでの情報の提供状況は、図表8及び10参照

3 点検方法

点検実施者に、上記点検箇所を提示した上で、主に①点検箇所へのたどり着きやすさ、②点 検箇所の読みやすさ・理解のしやすさ等の視点で点検を行ってもらった。

4 点検実施日

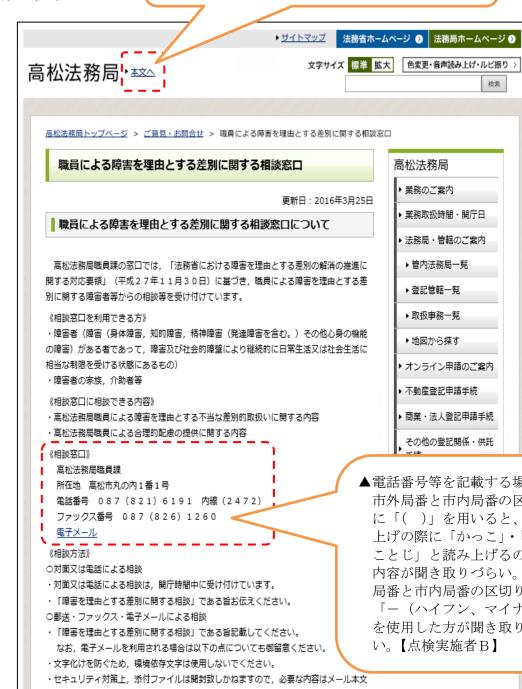
平成30年9月3日、同年9月5日~7日

図表 18 情報アクセシビリティ点検の実施結果(障害を理由とする差別に関する相談窓口のページ)



◎ページ内に、本文にジャンプするリンク機能があ るので、不要な箇所の読み上げを省略し、目的の 箇所にたどり着きやすい。【点検実施者C】

<高松法務局>



高松法務局 ▶ 業務のご案内 業務取扱時間・開庁日 法務局・管轄のご案内 ▶ 管内法務局一覧 ▶登記管轄一覧 ▶ 取扱事務一覧 ▶地図から探す オンライン申請のご案内 ▶ 不動産登記申請手続 ▶ 商業・法人登記申請手続 その他の登記関係・供託

検索

▲電話番号等を記載する場合、 市外局番と市内局番の区切り に「()」を用いると、読み 上げの際に「かっこ」・「かっ ことじ」と読み上げるので、 内容が聞き取りづらい。市外 局番と市内局番の区切りには 「- (ハイフン、マイナス)」 を使用した方が聞き取りやす い。【点検実施者B】

○ <内閣府ホームページ>

※内閣府のホームページにリンクします。

かねますので, あらかじめ御承知置き願います。

に記載いただくか, 郵送を御利用ください。

・セキュリティ対策上、メール本文に他サイトへのリンクを貼っていただいても閲覧致し

○〈法務省ホームページ〉

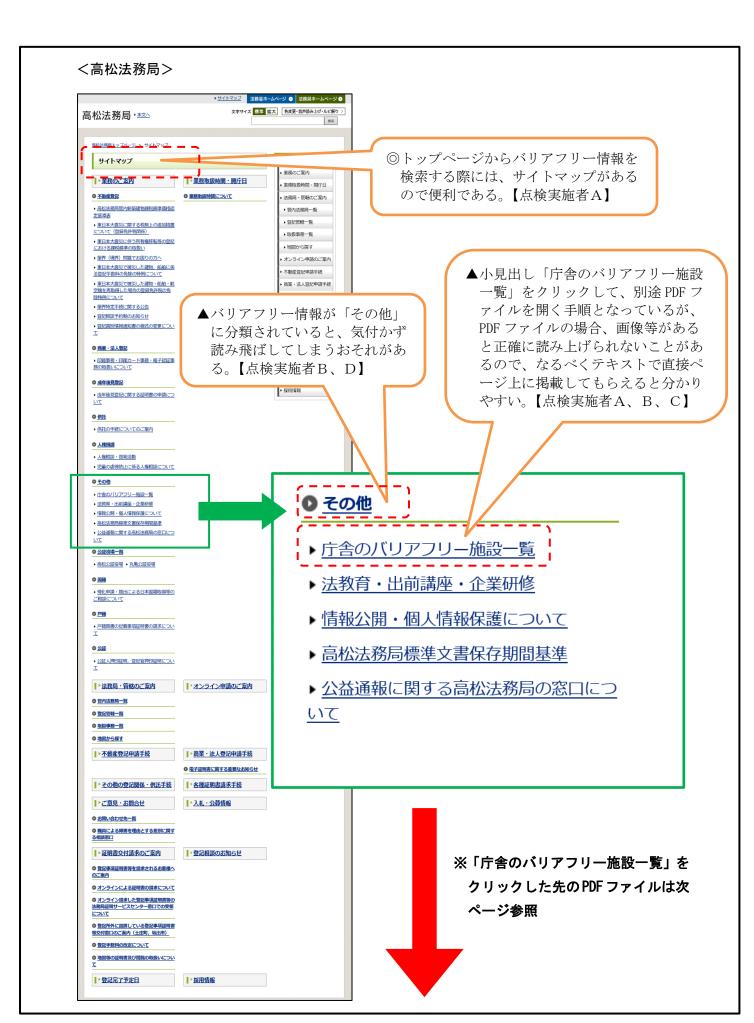
※法務省のホームページにリンクします。

◎ページ内に、本文にジャンプするリンク機能があるので、 不要な箇所の読み上げを省略し、目的の箇所にたどり着き やすい。【点検実施者C】

<高松高等検察庁>



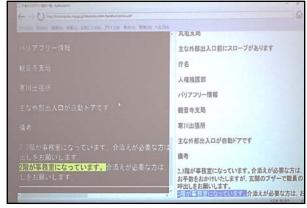
図表 19 情報アクセシビリティ点検の実施結果(庁舎のバリアフリー情報のページ) 『◎』・・・推奨的な意見 『 ▲ 』・・・改善の検討を要する意見 『◇』・・・点検実施者によって意見が異なったもの <四国行政評価支局> 連絡先·所在地 連絡先 ・代表電話:087-826-0671 ・ 行政相談:087-826-1100 所在地 〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館6階 四国行政評価支局 フェリー 乗り場 シンボルタワー JRホテル | クレメント高松 JR高松駅 ことでん 高松業港駅 交通案内 · JR高松駅から徒歩約3分。 ・ことでん高松築港駅から徒歩約7分。 ・高松港から徒歩約4分。 庁舎のバリアフリー情報 エレベーターがあります。 エントランスまでの点字ブロックがあります。 ・車いす使用者用駐車場があります。 ◎庁舎のバリアフリー情報がテキストで提供 車いす対応トイレがあります。 されているので、読み上げの際に内容が聞 乳幼児イス付トイレがあります。 き取りやすい。【点検実施者A、B、C】 おむつ交換台があります。 オストメイト対応トイレがあります。 貸し出し用車いすがあります。 補助犬をお連れいただけます。



▲読み上げの際に、「ピクトグラムの説明」と下記の「バリアフリー情報」の 区別がつかなかった。説明表に掲載されている設備が、全て(全庁舎に) 整備されているものと誤認してしまうおそれがある。【点検実施者B】

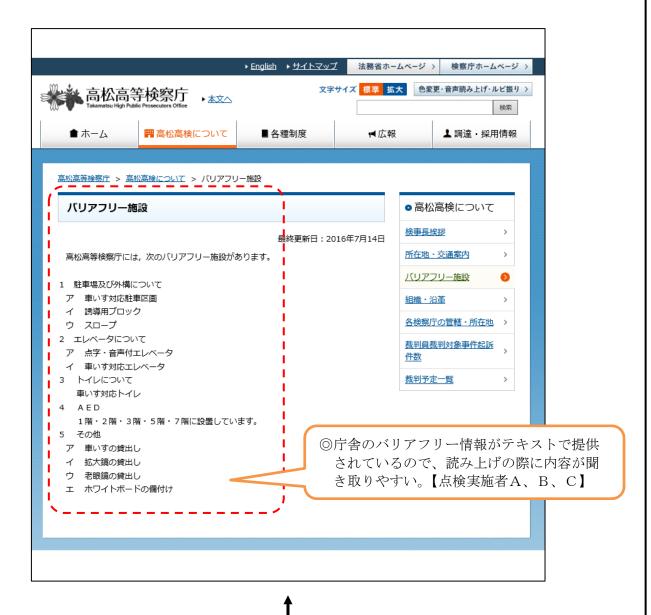


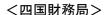
▲ピクトグラム(画像)の読み上げができな かった。画像等を使用する場合は、音声で 画像の内容を把握できるように代替テキス トを設定してほしい。【点検実施者A、C】



※上の写真は、高松法務局のバリアフリー情報を 読み上げている際の画面である。ピクトグラム の部分が文字に変換されていないため、読み上 げが困難となっている。

<高松高等検察庁>

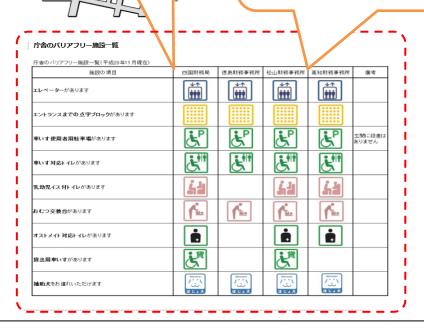




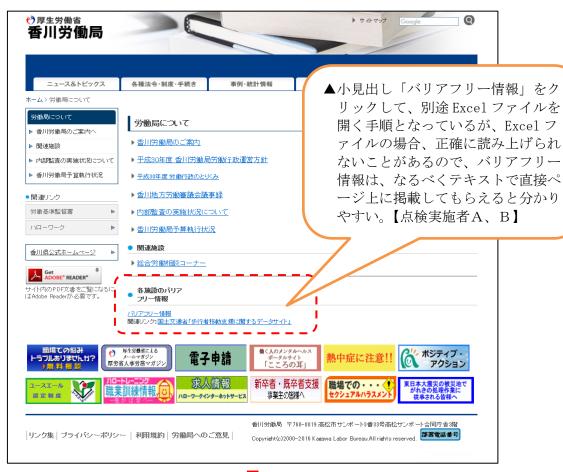


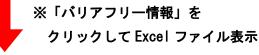
◎一覧表(画像)に代替テキストが設定されており、内容が分かりやすかった(聞き取りやすかった。)。【点検実施者A、B、C】

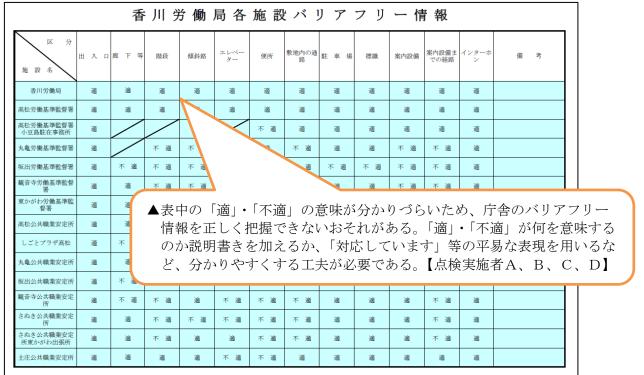
◎本局及び管内財務事務所のホームページにおいて、同一の一覧表(画像)を使用しているが、代替テキストの内容が局所ごとの情報を読み上げるようにそれぞれ設定されており、分かりやすかった。【点検実施者A、C】



<香川労働局>







<高松公共職業安定所>

▲ページ中にバリアフリー情報に関連する文言が使用されてい ないため、検索しづらい(キーワード検索から目的のページ にたどり着けない)。【点検実施者A、B、C、D】



「ハローワーク高松の顔」です。 初めてのご利用の方、わからないこ

せください。職業相談、求人閲覧の受付も行っています。

◇施設に関する情報を確認する際に は、「館内のご案内」や「アクセス」 といった検索ワードを用いるので、 バリアフリー情報の掲載は、「ご利用 時間・交通アクセス」のページに掲 載した方が分かりやすい。【点検実施 者C】

(ただし、類似する文言である「入 館案内」や「交通アクセス」から、 バリアフリー情報が掲載されている か判断しづらいという結果もみられ た。【点検実施者A、D】(33、36、 39ページ参照))

▲画像(フロアマップ中に車椅子使用者用ト イレ等バリアフリー情報のピクトグラム 有り)に代替テキストが設定されていない ため、読み上げができなかった。画像の内 容を把握できるように、代替テキストを設

雇用保険給付課

ハローワーク一覧

方は総合受付でお問い合わ

(5)雇用保険給付課 雇用保険の被保険者のフ 定してほしい。【点検実施者A、B】 に関することを行っていま (13)雇用情報コ - やイベントなどのご案内 も行っています。 ●ハローワーク高松2F



(6)雇用保険適用課

(1)総合受付

(<u>2)職業相談部門</u> ハローワークの中心業務

仕事の探し方のアドバイ

(3)職業相談部門(専門援助 障がいのある人のための

公共職業訓練の相談など

事業主の方が雇用保険の手続きを行う窓口です。労働者を雇い入れたとき、退職したときの手続きや高年 齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の手続きを行っています。 直通電話 087-806-0043

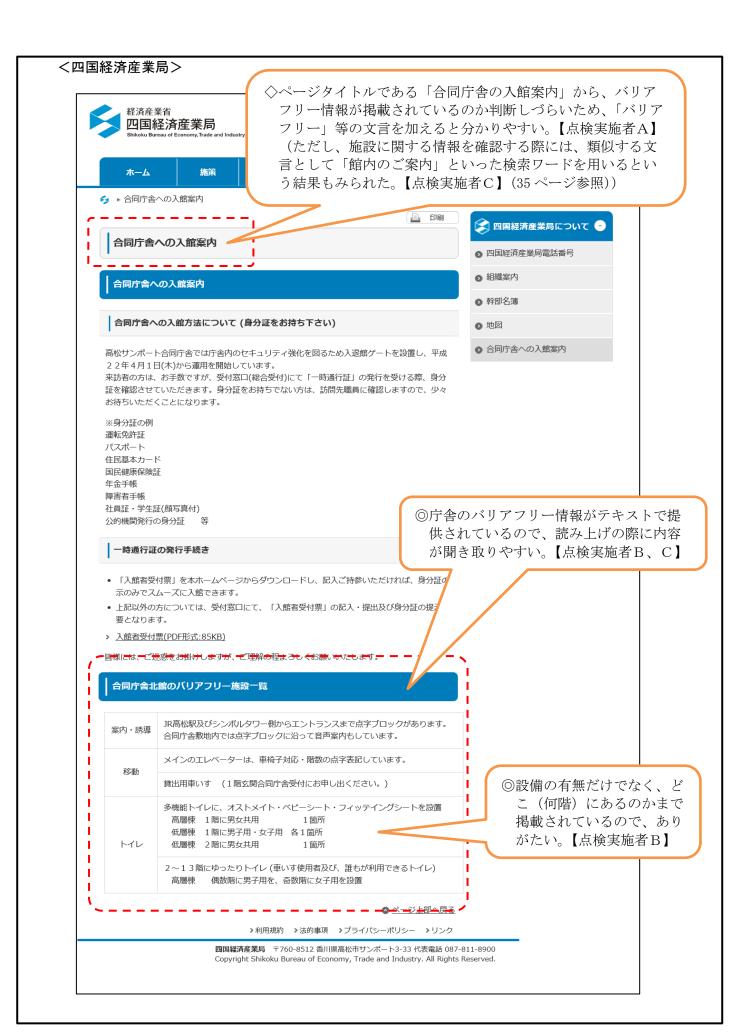
(7)事業所部門(助成金コーナー)

事業主の方への各種助成金に関する受付事務や相談の窓□です。

事業主の方が求人(募集)の手続きやご相談を行う窓口です。一日でも早く採用できるように、さまざまな サービスを行っています。

直通電話 087-806-0044

福祉分野(介護・看護・保育)の総合的な支援窓口です。福祉分野のお仕事をご希望の方、人材をお探しの 事業主の方のどちらでもご利用いただけます。



<四国地方整備局>

<u>四国地方整備局</u> > <u>四国地方整備局基本情報</u> > アクセス情報

アクセス情報

高松サンポート合同庁舎に入館される方へのご案内

高松サンポート合同庁舎では庁舎内のセキュリティ強化を図るため入退館ゲートを設置し、平成22年4 月1日(木)から運用を開始しています。入館をご希望の方は、受付窓口(総合受付又は時間外受付)にて 「一時通行証」の発行を受ける際、身分証を確認させていただきますので、お手数ですが身分証を必ずお 持ちください。

身分証をお持ちでない方は、訪問先職員に確認しますので、少々お待ちいただくことになります。

身分証

運転免許証、パスポート、住民基本カード、国民健康保険証、年金手帳、障害者手帳、社員証・学生 証(顔写真付)、公的機関発行の身分証 等

一時通行証の発行手続き

「入館者受付票」をあらかじめ記入の上、ご持参いただければ、身分証の提示のみでスムーズに入 館できます。

「入館者受付票」をお持ちでない場合は、受付窓口にて「入館者受付票」をご記入いただき、身分証 を提示していただきます。

入館者受付票(PDF形式:57KB)のダウンロード

アクセスマップ



四国地方整備局への交通機関

【JR高松駅から】 徒歩 約3分 【ことでん高松築港駅から】 徒歩 約7分 【高松空港から】

- ●バス 約40分 (JR高松駅下車 徒歩約3分)
- ●タクシー 約30分

【高松自動車道】

高松西インターチェンジから車 約20分 高松中央インターチェンジから車 約20分

庁舎のバリアフリー施設一覧

高松サンポート合同庁舎

<u>庁舎 エ<mark>クセルデータはこちら(EXCEL:28kb)</mark> ロンク・</u>
薬作権・プライバシーボリシー等について、リンク集 | お問合せ窓口

※「庁舎のバリアフリー施設一覧」の「高松サンポート合同庁舎」 をクリックした先の PDF ファイルは次ページ参照

◎PDF ファイルでも、文字情報だけであるので、読み上げた内容を理解できる。【点検実施者A、C】

■高松サンポート合同庁舎のバリアフリー施設一覧

項目	バリアフリー情報
案内·誘導	JR高松駅及びシンボルタワー側からエントランスまで点字ブロックがあります。
未內一劢等	合同庁舎敷地内では点字ブロックに沿って音声案内もしています。
地下駐車場	地下1階駐車場にゆったり駐車場、車椅子用駐車場として4台設置しています。
地下駐車場	(合同庁舎駐車場係員にお申し出ください。)
	メインのエレベーターは、車椅子対応・視覚障害者対応(階数の点字表記)しています。
1 0 €4	主な建物出入口までの経路にスロープ・段差はありません。
移動	主な建物出入口には自動ドアが設置されています。
	庁舎内貸出用車いすがあります。(1階玄関合同庁舎受付にお申し出ください。)
	多機能トイレに、オストメイト・ベビーシート・フィッテイングシートを設置
	・高層棟 1階に男女共用 1箇所
	・低層棟 1階に男子用・女子用 各1箇所
トイレ	・低層棟 2階に男女共用 1箇所
	2~13階にゆったりトイレ(車いす使用者及び、誰もが利用できるトイレ)
\	・高層棟 偶数階に男子用を、奇数階に女子用を設置

◎設備の有無だけでなく、どこ(何階)にあるのかまで 掲載されているので、ありがたい。【点検実施者B】

<四国運輸局>

▲キーワード検索を行ったところ、検索結果上に庁舎移転前のバリアフリー情報 に係るページが表示された。検索の支障となるおそれがあるため、古い情報が 検索結果に出てこないようにしてほしい。【点検実施者A、B、C、D】



図表 20 外部講師を招いて研修を実施している事例

実施機関	研修内容
	高松高等検察庁では、平成 28 年度、公益財団法人香川県身体障害者団体
	連合会副会長、公益財団法人香川県視覚障害者福祉協会会長、香川県視覚障
高松高等検察庁	害者福祉センター視覚障害生活訓練等指導者及び公益社団法人香川県聴覚
	障害者協会常務理事を講師に招き、肢体障害、視覚障害及び聴覚障害に関す
	る研修を、全職員を対象に実施した。
	高松国税局では、平成 28 年度から、管内税務署の総務課長を召集した会
	議の際、外部講師を招いての研修を実施しており、28 年度は企業向けの教
高松国税局	育・研修等を実施している会社に依頼して、障害種別の特性や応対における
	配慮等に関する研修を、29年度は高松市障がい福祉課に依頼して、障害者差
	別解消法の内容等に関する研修を実施した。
四月业七畝冼巳	四国地方整備局では、新規採用職員研修において、高松市人権啓発課に依
四国地方整備局	頼して、障害者差別解消法の内容等に関する研修を実施している。
	四国運輸局では、新規採用職員研修において、高松市人権啓発課に依頼し
四尺海松尺	て、障害者差別解消法の内容等に関する研修を実施している。また、初任係
四国運輸局	長研修において、高松法務局人権擁護部に依頼して、障害者差別解消法の内
	容等に関する研修を実施している。
	観音寺市では、以下のとおり外部講師を招いての研修を実施している。
	① 平成 28 年度に、一般社団法人日本雇用環境整備機構から講師を招き、
	障害者差別解消法の内容や、民間事業における障害のある方への対応事例
	等に関する研修を、全職員を対象に実施した。また、本研修では、車椅子
観音寺市	の使用方法について実地に学んだほか、全ての職員が参加できるよう、2
	日間実施した。
	② 課長補佐級研修において、特定非営利活動法人香川人権研究所から講師
	を招き、障害者差別解消法や合理的配慮の内容等に関する研修を実施して
	いる。
	さぬき市が平成 28 年度に実施した研修は、全ての職員が参加できるよう
さぬき市	4日間で午前・午後それぞれ実施(計8回)しているが、うち2日間(計4
G 02 G 111	回分)の研修では、香川県障害福祉相談所から講師を招き、障害者差別解消
	法の主旨や障害特性等に関する研修を実施した。
	東かがわ市では、以下のとおり全職員を対象に外部講師を招いての研修を
	実施している。
	① 平成 28 年度に、特定非営利活動法人香川人権研究所から講師を招き、
東かがわ市	障害者差別解消法や合理的配慮の内容等に関する研修を実施した。
	② 平成 29 年度に、三重大学から講師を招き、障害者差別解消法や社会モ
	デルの概要に関する研修を実施した。
	③ 平成30年度に、大阪市立大学から講師を招き、障害者に関する事件を

実施機関	研修内容
	踏まえた行政機関が行うべき合理的配慮に関する研修を実施した。
	三豊市では、平成 28 年度、特定非営利活動法人香川人権研究所から講師
三豊市	を招き、障害者差別解消法や合理的配慮の内容等に関する研修を、全職員を
	対象に実施した。
	土庄町では、平成28年度、障害者施策に関する有識者を講師に招き、障害
土庄町	者差別解消法制定の背景・概要とポイントに関する研修を、全職員を対象に
	実施した。
	小豆島町では、平成 28 年度に、以下のとおり全職員を対象に外部講師を
	招いての研修を実施している。
 小豆島町	① 障害者施策に関する有識者を講師に招き、障害者差別解消法制定の背
/1,空四叫	景・概要とポイントに関する研修を実施した。
	② 特定非営利活動法人香川人権研究所から講師を招き、障害者差別解消法
	や合理的配慮の内容等に関する研修を実施した。
	琴平町では、平成 29 年度、認定特定非営利活動法人 DPI 日本会議から講
琴平町	師を招き、障害者権利条約や障害者差別解消法の内容等に関する研修を、全
	職員を対象に実施した。
	まんのう町では、平成28年度、四国学院大学から講師を招き、障害者差別
まんのう町	解消法の要点や課題等に関する研修を、全職員を対象に実施した。また、本
	研修は、全職員が参加できるよう、4日間実施した。

⁽注) 当局の調査結果による。

図表 21 自機関において実技や実演を盛り込んだ研修・講習を開催・受講している事例

実施機関	研修・講習内容
	香川大学では、学生及び教職員の障害者支援に関する知識・スキル向上等を
	目的として、以下のとおり講習会等を開催している。
	(車椅子介助体験)
	平成 28 年度に、同大学医学部附属病院リハビリテーション部理学療法士及
	び作業療法士を講師に招き、「車椅子の介助方法と注意点について」と題した
	講義を開催し、学生や教職員が参加した。講義では、車椅子の使用方法や介助
	方法等について説明が行われたほか、実際にキャンパス内を車椅子で移動し、
	車椅子移動の際、障害になりそうな箇所の確認なども行われた。
	(手話講習)
	平成 29 年度に、香川県聴覚障害者福祉センター主任を講師に招き、初心者
	向け手話講習会を開催し、学生や教職員が参加した。講習会は、自己紹介など
香川大学	について、実技を交えながら行われた。
	なお、平成30年度も同じ方を招き、日常会話等について実技を交えながら
	の手話講習会を開催した。
	(要約筆記講習)
	平成29年度に、特定非営利活動法人香川県要約筆記サークル「ゆうあい」
	理事を講師に招き、初心者向け要約筆記講習会を開催し、学生や教職員が参加
	した。講習会は、要約筆記のポイントや要約筆記で使用する略号・略語等につ
	いて、要約筆記を行っている様子を交えながら行われた。
	(障害のある学生の特性に配慮した防災訓練)
	平成29年度に、障害のある学生(特に車椅子を利用している学生)の特性
	に配慮した防災訓練を実施した。担架・エアストレッチャーの使用方法等の技
	術練習を行ったほか、避難行動訓練を行った。
	丸亀市では、障害者差別解消法施行を契機に、庁内窓口における対応の充実、
	障害者に対する理解促進を図る目的で、主に窓口対応職員を対象とした手話講 席もませるの 医療なる ケケ 医胃 関 トインス・ 短れ 調 な 党財 トインス エモジネコス
丸亀市	座を平成28年度から毎年度開催している。福祉課に常駐している手話通訳者
	が講師となり、窓口で役立つ手話について実技を交えながら説明しているほ
	か、聴覚障害者に対する災害時における支援の留意点等についても説明してい
	る。 観音寺市では、外部講師を招いての研修(図表 20 の同市における研修内容
観音寺市	
	の①参照)の中で、車椅子の使用方法について実地に学んだ。 ○ 社員のサービス企助士姿格取得な推進しており、姿格取得のなめの実は数
	○ 社員のサービス介助士資格取得を推進しており、資格取得のための実技教 習において、車椅子操作や介助演習等を受講している。(1社)
事業者	□ 「日において、単何丁操作や月助側百等を支講している。(1 社) □ 新人運転手教育時や全社員を対象とした教育時に、車椅子使用者の乗降支
ず 木1	一
	いる。(1社)
	4 .0 /T IT/

実施機関	研修・講習内容
	○ 新人運転手教育時に、車両に設置されている車椅子席の利用方法や車椅子
事	使用者の乗降支援の方法について、実技による訓練を行っている。また、平
事業者	成 29 年度は、当該教育以外の機会にも、車椅子使用者の乗降支援の方法に
	ついて、実技による訓練を行っている。(1 社)

図表 22 障害のある方等の疑似体験ができる自機関の施設を活用している事例(四国地方整備局)

四国地方整備局では、四国技術事務所内に視覚障害のある方や車椅子利用者等の疑似体験(ユニバーサルデザイン歩行体験コース)ができる施設があり、新規採用職員研修の中で、当該疑似体験を行っているとしている。

表 ユニバーサルデザイン歩行体験コースの概要

- 【Aゾーン】ユニバーサルデザインによる歩行体験ゾーン (グレーチングに車椅子の車輪や 杖が挟まらないか等の体験ができるゾーン)
- 【Bゾーン】横断歩道部の比較体験ゾーン(歩車道境界にある様々な段差の通行等の体験ができるゾーン)
- 【Cゾーン】従来型アスファルト舗装部のバリア体験ゾーン(点字ブロックのとぎれによる 障害等の体験ができるゾーン)
- 【Dゾーン】コンクリート舗装部の比較体験ゾーン (コンクリート蓋の上を通行する際の障害等の体験ができるゾーン)
- 【Eゾーン】舗装材料の比較体験ゾーン(視覚障害者用誘導ブロックと舗装材の輝度比の比較等の体験ができるゾーン)
- 【Fゾーン】坂路·歩道橋上での比較体験ゾーン(坂路勾配の比較等の体験ができるゾーン)
- (注) 本表は、「ユニバーサルデザイン歩行体験コース」(四国地方整備局四国技術事務所資料) に基づき当局 が作成した。

ユニバーサルデザイン歩行体験コースを利用する際、車椅子や疑似体験キットが必要な場合は貸出しも行っているほか、当該施設は、<u>事前に申し込めば他機関の職員の利用も可能となっ</u>ている。

図表 23 障害者対応を適切に行うためのマニュアルを自機関で独自に作成している事例

作成機関		事例の詳細
	マニュアル名	○ 職員対応ハンドブック(以下「ハンドブック」という。)○ さべかい・ともいきガイドブック(以下「ガイドブック」
	作成時期	という。) ○ ハンドブック: 平成28年3月 ○ ガイドブック: 平成30年3月
	作成経緯・理由	【ハンドブック】 対応要領等に沿った適切な対応がとれるよう、場面や状況に応じた配慮について具体的に示す必要があったため。 【ガイドブック】 「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」第8条第2項の規定に基づき作成。
香川県	内容の概要	【ハンドブック】 ① 障害者差別解消法の概要(制定経緯、障害者差別解消法のポイントについて掲載。) ② 障害特性(障害種別ごとの特徴や求められる配慮について掲載。) ③ 場面ごとの配慮(庁舎内の誘導・窓口対応時、講演会等開催時、緊急対応時における配慮について掲載。) ④ 障害者差別に係る相談(相談を受けた場合の流れについて掲載。) ⑤ 資料編(視覚障害者の誘導方法、車椅子の介助方法、補助大等について掲載。) 【ガイドブック】 ① 基本的考え方(障害者差別解消法のポイント等について掲載。) ② 分野別における対応の留意点(福祉サービス、公共交通などの分野ごとに不利益な取扱いに該当する可能性がある例や合理的配慮の例を掲載。) ③ 障害別による対応の留意点(障害種別ごとの特徴や求められる配慮について掲載。) ④ 資料編(視覚障害者の誘導方法、車椅子の介助方法、補助大等について掲載。)
	備考	ハンドブック及びガイドブックは、香川県ホームページで 公開されている。

作成機関		事例の詳細
	マニュアル名	障害を理由とする差別の解消の推進に関するさぬき市対応マ
	マーユアル名	ニュアル(以下「対応マニュアル」という。)
	作 成 時 期	平成 28 年 3 月
		香川県主催の会議に当時の職員が参加した際、香川県や先
	作成経緯・理由	進的に取り組んでいる地方公共団体の状況等を知り、当該情
		報を踏まえ、職員が適切に対応するための基本的事項として
		作成。
		① 趣旨(対応マニュアルの対象となる職員の範囲、位置付け等を掲載。)
さぬき市		② 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の考え方(不当な差
G & 3 G 1 1		別的取扱いに当たり得る具体例や合理的配慮の例等につい て掲載。)
	内容の概要	③ 相談等の体制(相談を受け付ける際の留意事項、相談を受
		けた場合の流れ、障害を理由とする差別の解消に向けた取
		組に係る関係各課における役割等について掲載。)
		④ 研修・啓発(研修実施の流れ等について掲載。)
		⑤ 資料編(障害種別ごとの特徴や求められる配慮等につい
		て掲載。)
	備考	対応マニュアルの詳細は、別冊資料 3「参考マニュアル集」 参照。
	マニュアル名	障害のある市民へのサポートマニュアル
	作 成 時 期	平成 28 年 4 月
		障害種別や心身の状態は一人一人異なる上、複数の障害を
	作成経緯・理由	併せ持つ場合もあることから、職員が柔軟に対応することの
三豊市		重要性を踏まえ作成。
	内容の概要	障害種別ごとの特徴やコミュニケーション時の留意点等に
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ついて掲載。
	備 考	障害のある市民へのサポートマニュアルの詳細は、別冊資
		料3「参考マニュアル集」参照。
	マニュアル名	障害者差別解消法資料
 綾川町	作 成 時 期	平成 28 年 4 月
	作成経緯・理由	職員間での協議の中で、「障害の特性を職員が理解する必要
		がある。」との意見が出たため。

作成機関		事例の詳細
綾川町	内容の概要	「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン〜福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針〜」(平成27年11月厚生労働大臣決定)から、以下の内容等を引用し、コンパクトにまとめている。 ① 障害者差別解消法制定の経緯 ② 障害特性に応じた対応について(特徴や求められる配慮を対応表形式で作成の上掲載。) ③ 補助犬とは(補助犬の種類、受入れ義務のある場所等を掲載。)
	備考	障害者差別解消法資料の詳細は、別冊資料 3「参考マニュアル集」参照。

⁽注) 当局の調査結果による。

図表 24 障害を理由とする差別の解消に関する啓発活動の実施状況

実施機関	種類	対象者	主な内容
			・丸亀公共職業安定所では、毎年度、企業の採用担当者に対する求人手
高松法務局丸亀支局	⟨ ☆ 無	人 第 6 於 田 古 出 弟 弟	続に係る説明会と併せて、人権問題に係る講演会を高松法務局丸亀支
丸亀公共職業安定所	再 (点)	15米の休用句当台	局に依頼して実施しており、平成30年度は、同局が障害者差別解消法
			等についての講演を実施
	◇ 妖無	公共交通事業者、旅行業者、	・障害者差別解消法の説明や、外部講師を招いて、同法を踏まえたお客
	弄 (東)	地方公共団体職員等	様対応や難聴への理解等についての講演を実施
四国運輸局			・一般社団法人日本旅客船協会と共催で開催し、障害者差別解消法の説
	講演・講習会	国内旅客船事業者	明や、障害者等へのサポート等についての講演を実施。また、手話講
			習や車椅子体験等の講習も実施
			・内閣府の「障害を理由とする差別の解消の推進」に関するページへの
	ゲートページ	住民	リンク、「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づ
			くり条例」等を掲載
	1年10年二十	介 臣	・障害者差別解消法や「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮
	/大 帯区 単心	A H	らせる社会づくり条例」の概要等に係る記事を掲載
	1 00/1 5/00	作 臣	・障害者差別解消法や「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮
· 三 三		K H	らせる社会づくり条例」の概要等が掲載されたパンフレットを配布
用二年			・障害者差別解消法や「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮
	イドブバイギ	计	らせる社会づくり条例」の概要、業務分野ごとの合理的配慮の例、視
		K H	覚障害者の誘導方法や車椅子の介助方法等をまとめたガイドブックを
			配布
			・申込を受けて、障害者差別解消法の概要、「香川県障害のある人もない
	講演会	住民	人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」の概要等についての講演
			を随時実施

実施機関	種類	対象者	主な内容
			・内部障害の方など援助や配慮を必要としていることが外見から分から
	ヘルプマーク	住民	ない方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるために
			身に着けるマークを、県内全地方公共団体の福祉部局の窓口等で配布
	ゲーペページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
高松市	講演会	住民	・申込みを受けて、障害者差別解消法の概要等についての講演を随時実施
		公井六活亩光字姓	・視覚に障害のある方を講師として招き、障害に対する理解についての
	研修会	公共文旭事未有寺	講演や障害別のコミュニケーション体験等を実施
		民生委員・児童委員	・図表 28 参照
	ジーペイーギ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
丸亀市	パンフレット	自治会役員、婦人会等	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	業 溶 今	休臣	・外部講師を招いて、障害者差別解消法の施行を受けての今後取り組む
	時 (東大	IFK	べき課題や障害者差別の現状についての講演を実施
	ゲートページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
坂出市	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	ホームページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報話	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
善通寺 市	パンフレット	住民	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	講演会	民生委員・児童委員	・障害者差別解消法の概要について説明
	ヘルプカード	住民	・外出時などの際、周囲に必要な支援等を知らせるためのカードを配布

実施機関	種類	対象者	主な内容
	ゲートなーが	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
平	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
親百寸川	1 1	THE A	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
		X H	・「障害者差別解消法ができました」(内閣府作成リーフレット)を配布
	ベーシイーギ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	1 1	THE A	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	ハイノレット	TEX	・「障害者差別解消法ができました」(内閣府作成リーフレット)を配布
よなき市			・耳マーク等障害者に関係するマークを掲載したパネルを展示。その際、
	パネル展示等	住民	住民が作成したオストメイトマークを啓発するためのポケットティッ
			シュも併せて配布
	説明会	障害者団体	・障害者差別解消法の概要について説明
	研修会	民生委員・児童委員等	・図表 28 参照
	ホームページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
東かがわ市	イベノレント	住民	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	幸冷 会	作 臣	・外部講師を招いて、障害者差別解消法の概要、合理的配慮の提供方法
		74-1	等についての講演を実施
	ホームページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
中間に	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
量出	ホームページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載。
T.T.	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載(平成30年7月号には、

実施機関	種類	対象者	主な内容
			「土圧町障害のある人もない人も安心して暮らせる町づくり条例」に
			係る記事を掲載)
	パンフレット	住民	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
			・障害者差別解消法等に関する講演を実施しているほか、平成 30 年度
	講演会	老人会、身体障害者団体等	は、「土圧町障害のある人もない人も安心して暮らせる町づくり条例」
			の概要や新たに整備した障害者用駐車区画についても説明
		II Ł	・外出時などの際、周囲に必要な支援等を知らせるためのカードを配布
		K H	(平成30年6月から実施)
	オームページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
[m国内小	チラシ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載したチラシを作成・配布
	講演会	住民	・外部講師を招いて、障害者差別解消法の概要等に関する講演を実施
	ヘルプカード	住民	・外出時などの際、周囲に必要な支援等を知らせるためのカードを配布
	パンフレット	住民	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	パネル展示	住民	・障害種別ごとの合理的配慮の提供例等を掲載したパネルを展示
三十月			・外出時などの際、周囲に必要な支援等を知らせるためのカードを配布
	ヘルプカード	住民	また、ヘルプカードを周知するため、広報物品としてうちわを製作・
			配布
	ホームページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
相	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
		日子 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	・民生委員・児童委員の会合の場で「『合理的配慮』を知っていますか?」
			(内閣府作成リーフレット) を配布

実施機関	種類	対象者	主な内容
	ゲートとして	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載 (平成30年8月掲載開始)
字多津町	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	オートページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載 (平成30年8月掲載開始)
	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	パンフレット	住民、商工会等	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
綾川町	說明会	障害者団体等	・独自に作成した障害者差別解消法等に関する資料(図表 23 参照)を用 いて説明
	災害時における聴き降きませますの		
	見陣击台対応に来る事子	凶衣 25 参照	
大田、江、田子	ゲークページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載 (平成30年8月掲載開始)
三 十	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	ゲートページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載 (平成30年8月掲載開始)
多度津町	広報誌	住民	・障害者差別解消法の概要等に係る記事を掲載
	リーフレット	住民	・「「合理的配慮』を知っていますか?」(内閣府作成リーフレット)を 配布
	ゲートページ	住民	・障害者差別解消法の概要等を掲載
量 x ら 7 サ	広報誌	住民	・シリーズものとして、障害者基本法、障害者差別解消法等の概要や疑 似体験等に係る記事を掲載
	パンプレット	住民	・障害者差別解消法の概要等が掲載されたパンフレットを配布
	ポスター	住民	・「平成 28 年 4 月 1 日から施行!障害者差別解消法」(内閣府作成ポスター)を地元の祭りの際に掲示

(注) 1 当局の調査結果による。 2 調査結果は、原則平成28年4月1日から30年5月31日までの間の実施状況のうち、当局が把握できたものを記載した(一部平成27年度から実施している内容や 30年5月31日以降の実施に係る内容を含む。)。

-52-

図表 25 災害時における聴覚障害者への配慮に関する冊子を配布し、住民に啓発している事例 (綾川町)

綾川町では、障害者団体等から、災害時における障害者対応に係るパンフレット等の作成について要望を受け、平成29年7月に「災害時に誰でもできる聴覚障害者への配慮」(製作:香川県聴覚障害者災害支援対策本部)を作成(公益社団法人香川県聴覚障害者協会(以下「県聴覚障害者協会」という。)からデータを提供してもらい、綾川町で冊子化)し、公民館等で配布して住民への啓発を図ったとしている。

表 1 「災害時に誰でもできる聴覚障害者への配慮」の掲載内容の概要

- 聴覚障害者についての説明(主なコミュニケーション方法等)
- 過去の災害時に聴覚障害者が被った不利益の内容(食料や救援物資配給の案内が拡 声器など音声でなされたため、配給を受けられなかった等)
- 聴覚障害者が災害時に困ること・支援の留意点(電話ができないので、代わりに電話をする、大切な情報は筆談等で伝える等)
- 避難所での情報提供(避難所に「耳の聞こえない人はいますか?」・「手話通訳は必要ですか?」と紙を貼り出す、ホワイトボードなどを準備しておく等)
- (注)「災害時に誰でもできる聴覚障害者への配慮」に基づき、当局が作成した。

また、同町では同時期に、「聴覚障害者のための防災ハンドブック」(製作:県聴覚障害者協会、香川県聴覚障害者災害支援対策本部)も作成(県聴覚障害者協会からデータを提供してもらい、同町で冊子化)し、同じく公民館等で配布したとしている。

表 2 「聴覚障害者のための防災ハンドブック」の掲載内容の概要

- 平時からの取組(聴覚障害者向け住宅用火災警報器の設置、防災学習会への参加等)
- 地震発生時の留意点(まずは自分の身を守る、避難所生活では「聞こえない」ことを周りに伝えること等)
- 非常持出し品の内容
- (注)「聴覚障害者のための防災ハンドブック」に基づき、当局が作成した。
- (注) 当局の調査結果による。

香川県内に設置されている障害者差別解消支援地域協議会の特徴的な構成員及び分野別構成員について

香川県内に設置されている障害者差別解消支援地域協議会の特徴的な構成員及び分野別構成員は、以下のとおりである。

- 歯科医師会が構成員となっている。【高松市障害者差別解消支援地域協議会、小豆圏域障害者差別解消支援地域協議会】 1) 医師会、
- 三観地域障害者差別解消支援地域協議会、小 ii)商工会議所、公共交通事業者が構成員となっている。【高松市障害者差別解消支援地域協議会、 豆圈域障害者差別解消支援地域協議会】
- 三観地 …)弁護士会、司法書士会、成年後見センターリーガルサポートかがわが構成員となっている。【高松市障害者差別解消支援地域協議会、 域障害者差別解消支援地域協議会】
- iv)大学が構成員となっている。【中讃西部圏域障害者差別解消支援地域協議会】
- 三観地域障害者差別解消支援 v)民生委員・児童委員、人権擁護委員、自治会が構成員となっている。【高松市障害者差別解消支援地域協議会、 地域協議会、小豆圈城障害者差別解消支援地域協議会

表 香川県内に設置されている協議会の分野別構成員

構成員の分野協議会名	当事者	行政	教育	福祉等	医療・保健	事業者	法曹等	その他
香川県障害者差別解消支援地域協議会	\circ	0	0	0	×	×	×	×
高松市障害者差別解消支援地域協議会	×	0	×	0	0	\circ	0	×
中讃西部圈城障害者差別解消支援地域協議会	0	0	0	0	×	×	×	0
中讃東圏域障害者差別解消支援地域協議会	×	0	\circ	\circ	×	×	×	×
三観地域障害者差別解消支援地域協議会	\circ	0	\circ	\circ	×	\circ	\circ	\circ
大川圏域障害者差別解消支援地域協議会	×	0	\circ	\circ	×	×	×	×
小豆圈域障害者差別解消支援地域協議会	0	0	0	0	\bigcirc	0	\circ	×

(注) 1 調査結果は、平成30年4月1日時点の状況である。

- 構成員は、「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」(平成 29 年 5 月内閣府政策統括官(共生社会政策担当)) で示されている「想定される地域協議会の構成機関等」における「分野」欄に基づき、 分類した。
 - 「〇」は各分野に該当する構成員が加入していることを、「×」は当該構成員が加入していないことを示す。 က
- 香川県障害者差別解消支援地域協議会には、相談事例の収集、分析等を所掌する同協議会事例検討部会が設置されており、本表では同部会 を含む構成員について分類した。

図表 27 障害者差別解消支援地域協議会の構成員一覧

	76	
協議会名	構成員の分野	構成員
	是量景	香川県身体障害者団体連合会、香川県精神障害者家族連合会
		高松法務局、香川労働局、香川障害者職業センター、高松市、坂出市、小豆島町、香川県(障
	行政	害福祉相談所、精神保健福祉センター、東讚保健福祉事務所、中讚保健福祉事務所、障害福祉
		課)
	教育	香川県特別支援学校校長会
11.176年日4.47.1414人1646级网络大		障害者生活支援センターふらっと、障害者生活支援センター結、白鳥園総合療育センター、香
	福祉等	川こだま園、相談支援事業所マックス、香川県医療ソーシャルワーカー協会、香川県手をつな
		ぐ育成会
	医療・保健	
	事業者	
	法曹等	
	その他	
	早量県	
	介	高松法務局、香川労働局、香川県(障害福祉相談所、人権・同和政策課、労働政策課、特別支
	X Z	接教育課)、土庄町、東かがわ市、高松市、宇多津町、まんのう町、観音寺市
	教育	
車倒檢討部合	神元	障害者就業・生活支援センター共生、相談支援事業所マックス、しょうがい者生活支援センタ
구 17기자타기 타기스	市計画	一ふらっと、地域生活支援センターえがお、香川県社会福祉士会、香川県社会福祉協議会
	医療·保健	
	事業者	
	法曹等	
	その他	

	計量	
	行政	高松法務局、高松公共職業安定所、香川県、香川県警察本部、高松市(福祉事務所障がい福祉課、人権啓発課、人権教育課)
	教育	
高松市障害者差別解消支援地域協議会	福祉等	高松市民生委員児童委員連盟、高松圏城自立支援協議会
	医療・保健	高松市医師会、高松市歯科医師会
	事業者	高松商工会議所
	法曹等	春川県弁護士会、香川県司法書士会
	その他	
	是量宗	多度津町手をつなぐ育成会当事者部会
	行政	九亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町、香川県 (障害福祉課、精神保健福祉センター、障害福祉相談所、中讚保健福祉事務所)、丸亀公共職業安定所
	教育	高松養護学校、香川丸亀養護学校、善通寺養護学校、香川大学教育学部付属特別支援学校
		精神保健福祉連絡会かめたの会、琴平町社会福祉協議会、児童デイサービスすまいる、NPO 法
中讃西部圏城障害者差別解消支援地城協議会	福祉等	人アンスル、相談支援事業 COMPASS サポート丸亀、障害者就業・生活支援センターくばら、香
		川県社会福祉事業団、相談支援事業所はなぞの、相談支援事業所野の花、しょうがい者生活支援センターふらっと
	医療・保健	
	事業者	
	法曹等	
	その他	四国学院大学
	是量宗	
	行政	_
		巾、于多律쁴、綬川쁴、攻出公共職兼安疋別

	*	高松養護学校、香川中部養護学校、香川大学教育学部付属特別支援学校、丸亀養護学校、善通
	Ϋ́ II	寺養護学校
		中讃地域生活支援センター、香川県ふじみ園相談支援センター、障害者生活支援センターピ
		ア、相談支援事業所わかたけ、あいうえお相談支援事業所、相談支援センターfine、相談支援
	5日子. A交	センターさくら木、相談支援事業所かけはし、相談支援事業所楽笑、綾川町社会福祉協議会障
工業中國本語中等出官等工程的報子	伸行手	害者相談支援事業所わんすてっぷ、障害者就業・生活支援センターくばら、坂出市社会福祉協
计圆果图域库吉有左列库伯太该地域勘畴式		議会、宇多津町社会福祉協議会、綾川町社会福祉協議会、香川県発達障害支援センターアルプ
		スかがわ
	医療・保健	
	事業者	
	法曹等	
	その他	
	是量宗	三豊市身体障害者協会
	如少	香川県(障害福祉相談所、障害福祉課、西讚保健福祉事務所)、観音寺市(社会福祉課、健康
	<u>之</u>	増進課、学校教育課)、三豊市(福祉課、子育て支援課)、観音寺公共職業安定所
	教育	香川西部養護学校、善通寺養護学校
		観音寺市民生委員児童委員協議会、三豊市民生委員児童委員協議会、障害者生活支援センター
三舖小坑陪车老羊別େ路书塔小坑按議へ	2年3月2年	結、指定相談支援事業所高瀬荘、地域生活支援センターえがお、障害者就業・生活支援センタ
一颗"哈敦]中日"白'在"沙井"日人"及"哈敦 阿默达	田仁寺	一つばさ、地域生活支援センターありあけ、三豊市社会福祉協議会、観音寺市社会福祉協議会、
		NPO 法人ひまわり、障害福祉サービス事業所やまもも
	医療・保健	
	事業者	観音寺商工会議所、観音寺市大豊商工会、三豊市商工会
	法曹等	成年後見センターリーガルサポートかがわ
	その他	観音寺市自治会連合会、三豊市自治会連合会

	計事者	
		香川県 (障害福祉相談所、東讚保健福祉事務所、精神保健福祉センター)、さぬき公共職業安
	行政	定所、東かがわ市(学校教育課、地域包括支援センター、こども総合支援センター、福祉課)、
		さぬき市 (学校教育課、地域包括支援センター、長寿障害福祉課)
	教育	香川東部養護学校
十二層标陪年老半四個彩古塔塔林女業人		相談支援事業所ましみず、相談支援事業所のぞみ、相談支援事業所白鳥、相談支援事業所クリ
人儿回域 年17日 大 安尼英罗殿大	福祉等	マ、障害者就業・生活支援センター共生、香川県発達障害者支援センターアルプスかがわ、東
		かがわ市社会福祉協議会、さぬき市社会福祉協議会
	医療・保健	
	事業者	
	法曹等	
	その他	
	是量宗	土庄町身体障害者福祉会、小豆島町身体障害者協会
		土庄公共職業安定所、香川県(障害福祉課、障害福祉相談所、小豆総合事務所)、土庄町(福
	行政	祉課、住民環境課人権推進室、健康増進課、教育委員会)、小豆島町(健康づくり福祉課、教
		育委員会、人権対策課)
	粉芍	高松養護学校、香川中部養護学校、小豆郡小学校長会、小豆郡中学校長会、小豆郡幼稚園長会、
小口屬标陪生老羊別經消古搖帖桩依難今	ģ π	小豆郡保育研究会
1.正同类年日在广苏村11人16年90周5		小豆郡手をつなぐ育成会、土庄町社会福祉協議会、小豆島町社会福祉協議会、社会福祉法人ひ
		まわり福祉会、社会福祉法人明和会、NPO 法人小豆島障がい児・者福祉ネットワークびいんず、
	福祉等	社会福祉法人みくに園、NPO 法人あすなろの家、社会福祉法人サンシャイン会、土庄町民生委
		員・児童委員協議会、小豆島町民生委員・児童委員協議会、香川県地域生活定着支援センター、
		障害者就業・生活支援センターオリーブ、香川県発達障害者支援センターアルプスかがわ
	医療・保健	小豆郡医師会

計	************************************
· · ·	島タクシー事業協同組合
	等高松人権擁護委員協議会小豆地区部会
50	の他

(注) 1 当局の調査結果による。 2 各協議会の構成員は、平成 30年4月1日時点の状況である。 3 構成員は、「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」で示されている「想定される地域協議会の構成機関等」における「分野」欄に基づき、分類し

4 構成員の記載順は、各協議会が作成する名簿等の掲載順に基づく。5 中讃西部圏域障害者差別解消支援地域協議会については、高松法務局丸亀支局がオブサーバーとなっている。

図表 28 障害者差別解消支援地域協議会での要望等を踏まえ新たな取組を実施した事例

<事例:民生委員・児童委員等を対象とする研修会を新たに実施(高松市障害者差別解消支援 地域協議会、大川圏域障害者差別解消支援地域協議会)>

高松市障害者差別解消支援地域協議会において、同協議会の構成員である高松市民生委員児 童委員連盟から、障害者差別解消法に関する研修を実施してほしいとの要望があり、高松市障 がい福祉課は、同連盟を対象に研修を順次実施している。

また、大川圏域地域自立支援協議会(注)において、民生委員・児童委員、障害者団体、障害 福祉事業所職員等に対し、障害者差別解消法等について周知すべきとの意見があり、大川圏域 地域自立支援協議会全体会において、民生委員・児童委員等を対象に研修を実施した。

(注) 大川圏域障害者差別解消支援地域協議会は、大川圏域地域自立支援協議会に設置されている。

○高松市障害者差別解消支援地域協議会

開催日:平成30年8月から順次実施(高松市民生委員児童委員連盟地区部会(43地区)

を高松市障がい福祉課が巡回して実施)

研修対象:高松市民生委員児童委員連盟(計854人)

内 容:障害者差別解消法の概要(不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等) に ついて、高松市障がい福祉課の職員が説明

(注)現在、高松市障がい福祉課は順次研修を実施しているところであるため、研修対象の人数については、 高松市民生委員児童委員連盟に所属する民生委員・児童委員数を計上した。

○大川圏域障害者差別解消支援地域協議会

開催日:平成30年7月2日

研修対象:民生委員・児童委員、障害者団体、障害福祉事業所職員等(計70人)

内 容:障害者差別解消法の概要(不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等) に ついて、香川県障害福祉相談所の職員が説明



高松市障がい福祉課が開催した研修会の様子

図表 29 香川県内の機関における合理的配慮の提供例

障害種別	内容	提供状況
視覚障害	拡大鏡の設置	※ 上記写真は、善通寺市における提供例
		※ 老眼鏡を設置している事例も有り(上記写真では左側に設置)
視覚障害	拡大読書器 の設置	RUBY
視覚障害	点字による広報物等の発行	 ※ 上記写真は、丸亀市における提供例 ※ このほか、音声 (カセットテープ) で広報物を発行している事例も有り

障害種別	内容	提供状況
視覚障害	音声・拡大読書器の設置	読書器に対応する 印刷物等を読み上げ ることが可能 ※ 上記写真は、さぬき市における提供例
視覚障害	活字文書読み 上げ装置の 設置	印刷物に記載された音声コードにより、当該印刷物を読み上げることが可能 音声コード

障害種別	内容	提供状況
聴覚障害	耳マークの 掲示	※ 上記写真は、高松国税局における提供例 ※ 受付等に掲示しているほか、病院において初診で診察券を発行する際、診察券に耳マークを貼り付けて、次回以降来院した際に適切に対応できるよう取り組んでいる事例もあった。
聴覚障害	筆談マーク・ 手話マークの 掲示	筆談マーク 第一次
聴覚障害	聴覚障がい者 参加型コミュ ニケーション ツール「Live Talk」の設置	発言内容を音声認識し、テキストに変換することなどが可能 ※ 上記写真は、香川大学における提供例

障害種別	内容	提供状況
聴覚障害	コミュニケーション支援アプリ (UDトーク) の設置	アプリが音声を認識 して、スクリーン上 に文字化することが 可能 ※ 上記写真は、高松市における提供例
聴覚障害	対話支援機器の設置	(コミューン) マイクで集音し、周波数の調整により、聞き取りやすいクリアな音声とすることが可能である。 ※ 上記写真は、善通寺市における提供例 (ループヒア) マイクで集音し、音声を拡大することが可能である。 ※ 上記写真は、坂出市における提供例 ※ ほかにも、助聴器等を設置している事例有り

障害種別	内容	提供状況
聴覚障害	筆談用具の 設置	※ 上記写真は、日本年金機構高松西年金事務所における提供例 ※ ほかにも、ホワイトボード等を設置している事例有り
聴覚障害	フラッシュ付 き電光掲示板 の設置 (注 2)	災害時などに情報伝達できる よう、電光掲示板を設置 文字情報だけでなく、囲っている箇所がフラ ッシュして、「光」による情報提供も可能
肢体不自由	携帯スロープの設置	※ 上記写真は、直島町における提供例

障害種別	内容	提供状況
肢体不自由	貸出用車椅子 の設置	
		※ 上記写真は、琴平町における提供例
肢体不自由	ローカウンタ 一の設置	際がい着連続所はセンタ と記写真は、三木町における提供例
知的障害等	ルビ付き庁舎 案内板の掲示	たかまつこうとうけんさつちょう Takamatsu High Public Prosecutors Office 高松入国管理局 矯正研修所高松支所 四国公安調査局 四国地方更生保護委員会 「Make Regions Industry Public Prosecutors Office Industry



(注) 1 当局の調査結果による。

^{2 「}フラッシュ付き電光掲示板の設置」は、公益社団法人香川県聴覚障害者協会から情報提供いただいた内容である。

図表 30 香川県内の盲導犬使用者が不当な差別的取扱いを受けた事例

概要	事例の詳細			
	時 期	平成 28 年度以降		
	場所	多度津町		
	施設の種類	小売店 (コンビニエンスストア)		
│ │ 入店(利用)拒否		盲導犬を伴って入店したところ、「犬は困る。」と言われ、		
		入店を拒否された。		
	内 容	理解を得るため、盲導犬である旨説明したが、「早く買物		
		を済ませて出てくれ。」と言われたため、買物をしないまま		
		店を出た。		
	時 期	平成 29 年頃		
	場所	高松市		
│ │ 入店(利用)拒否	施設の種類	飲食店		
		盲導犬を伴って入店しようとしたら止められた。		
	内 容	理解を得るため、補助犬法について説明したところ、店長		
		や周囲の客に確認の上、入店が認められた。		
	時 期	平成 29 年 8 月		
	場所	丸亀市		
	施設の種類	小売店 (スーパー)		
】 入店(利用)拒否		盲導犬を伴って入店したところ、「犬は困る。」と言われ、		
		入店を拒否された。		
	内 容	今までも頻繁に利用していたが、何も言われたことが無		
		い旨説明したが、理解してもらえず、当該スーパーの上部機		
		関に電話したところ、後日店側から謝罪を受けた。		
	時 期	平成 30 年春頃		
	場所	高松市		
	施設の種類	宿泊施設		
入店(利用)拒否		友人(盲導犬使用者)の宿泊先を手配するため電話したと		
	内容	ころ、「犬は一緒に泊まれない。」と言われ、宿泊を断られた。		
		関係機関に相談した結果、今後は補助犬を同伴するお客		
		様に対して適切に対応する旨の回答があった。		

概要		事例の詳細	
	時 期	平成30年3月下旬	
	場所	高松市	
	施設の種類	飲食店	
入店(利用)拒否	内 容	盲導犬を伴って入店したところ、「犬は同伴できない。」と 言われ、入店を拒否された。 入店を断念し、その後、関係機関に相談した結果、相談先 から現在は入店可能になっている旨の連絡があった。	
	時 期	平成 30 年 5 月	
	場所	高松市	
	施設の種類	飲食店	
入店(利用)拒否	内容	盲導犬を伴って入店したところ、「犬は同伴できない。」と 言われ、入店を拒否された。 入店を断念し、その後、関係機関に相談した結果、相談先 から現在は入店可能になっている旨の連絡があった。	
	時 期	平成 30 年 5 月	
	場所	高松市	
	施設の種類	医療機関	
入店(利用)拒否	内容	病院に盲導犬を同伴させてもよいか確認を行ったところ、初めは許可が出たが、後から電話で「盲導犬の同伴は許可できない。病院に補助する者を配置した上で、盲導犬を警備員が預かることは可能である。」との連絡があった。 結果的に病院側の意向に従ったが、関係機関に相談し、現在(聴取日時点)対応してもらっている。	

概要		事例の詳細		
	時	期	平成 29 年以降(詳細な時期は不明)	
	場	所	綾川町(小売店(スーパー)内)	
不当な発言			盲導犬を伴って食品売場で買物をしていると、「食べ物の	
	内	容	付近だから、犬は駄目でしょ。」という会話が聞こえたが、	
			聞こえていないふりをした。	
	時	期	平成 29 年以降 (詳細な時期は不明)	
	場	所	不明	
不当な発言			「病院へ行くのに家族が付き添いで行くのであれば、盲	
	内	容	導犬と一緒に出歩く必要はないのではないか。」と言われた	
			が、特段反論はしなかった。	
	時	期	平成 29 年以降(詳細な時期は不明)	
	場	所	高松市 (鉄道駅構内)	
			ヘルパーと盲導犬を伴って駅構内を歩いていると、「ヘル	
			パーと一緒にいるのであれば、盲導犬は必要ないのではな	
不当な発言			いか。」という会話が聞こえたが、聞こえていないふりをし	
	内	容	た。	
			盲導犬も初めて行く場所であったため、ヘルパーにも付	
			き添ってもらっていたのだが、冷たい会話が聞こえてきた	
			ので驚いた。	
	時	期	平成 30 年 2 月頃	
	場	所	高松市 (電車内)	
			盲導犬を伴って電車に乗車していたところ、乗客同士の	
不当な発言			「目が見えないなら、犬を連れてまで出歩かなければいい	
	 内	容	のに。」といった会話が聞こえた。	
		П	相手はたまたま乗り合わせた人であり、険悪な雰囲気に	
			なるのが嫌だったため、反論などはせずに我慢(聞こえてい	
			ないふり) した。	

⁽注)1 当局が香川県視覚障害者福祉センターからの紹介を受け、香川県内の盲導犬使用者7名にヒアリングを 行った結果による。

² ヒアリングは、障害者差別解消法施行日(平成 28 年 4 月 1 日)以降における香川県内の事例を中心に行った。

図表 31 香川県内の盲導犬使用者が対応が良いと感じた事例

概要	事例の詳細		
	時	期	平成 28 年 12 月
	場	所	高松市
	施設等	名	飲食店
┃ ┃ 受入れ時の留意点			予約の電話をした後、折り返しで電話が掛かってきて、盲
の事前確認	内	容	同犬受入れに当たり、気を付けることや準備しておいた方
2 J. 13 J. 124			がよいものを確認してくれた。
			当該飲食店では、来店当日、料理を盲導大使用者が食べや
	備	考	すい大きさに事前にカットして提供するといった配慮も行
			っていたとしている。
	時	期	平成 28 年頃まで
	場	所	高松市
	施設等	名	小売店 (スーパー)
買物支援			当該スーパーでは、サービスカウンター付近を盲導犬使
	内	容	用者及び盲導犬の待機場所として設定していた。また、事前
	1 3	щ	に準備した買物リストを元に、店員が代わりに買物をして
			くれた。
	時	期	日常的に利用
	場	所	高松市
買物支援	施設等	名	小売店 (スーパー)
	内	灾	当該スーパーでは、店員が一緒に店内を回り、商品を買物
	内 容 		カゴに入れるなどの支援を行ってくれる。
	時	期	日常的に利用
	場	所	高松市
買物支援	施設等	名	小売店 (コンビニエンスストア)
	内	容	当該コンビニエンスストアでは、店員が一緒に店内を回
		台	り、商品を買物カゴに入れるなどの支援を行ってくれる。

概要	事例の詳細				
	時	期日常的に利用			
	場	所	高松市		
	施設等	名	公共交通事業者(バス)		
			○ 運転手が、盲導犬使用者に席を譲るよう車内アナウンス		
		容	を実施してくれたり、バスの乗降を手伝うなどの支援をし		
乗車支援	内		てくれる。		
	P3	谷	○ 降車の際、バスの運転手が先に出て、どれくらい段差が		
			あるか等の声かけをしてくれる。また、盲導犬が座るまで		
			発進を控えるなどの対応をしてくれる。		
	/	考	上記内容は、盲導犬使用者 2 人から挙げられた事例を集		
	備	与	約した。		
	時	期	日常的に利用		
乗車支援	場	所	高松市		
	施設等名		公共交通事業者 (鉄道)		
木平又版	Ь	容	事前に連絡をしておけば、駅員等が乗降時に支援をして		
	内	台	くれる。		
	備	考	同様の事例が他の盲導犬使用者(1人)からも聴かれた。		

⁽注)1 当局が香川県視覚障害者福祉センターからの紹介を受け、香川県内の盲導犬使用者7名にヒアリングを 行った結果による。

² ヒアリングは、障害者差別解消法施行日(平成 28 年 4 月 1 日)以降における香川県内の事例を中心に行った。

図表 32 香川県内の盲導犬使用者が、盲導犬と外出する際に気を付けていること

- 盲導犬は、指示どおりにトイレをさせることはできるが、外泊時にホテルでトイレをさせるときは、臭いに気を遣うので、極力バルコニーのある部屋を借りて外でさせるようにしている。
- 盲導犬の毛が落ちることを防ぐため、マナーコート(盲導犬用の洋服)を着せており、ブラッシングを必ず毎日行うようにしている。
- 外出前には、盲導犬にトイレを済まさせるようにしている。
- 食品売場の近くでは、リードを短く持つようにしている。
- 歩行中に周囲に迷惑を掛けないようにしている。
- 飲食店では、盲導犬に毛が散る動き(体をぷるぷると震わせること。)をさせないようにしている。
- 毎日盲導犬の体を洗っている。
- 定期的に予防接種を受けさせるようにしている。
- ガムテープ、フロア用掃除道具、敷物を持ち歩くようにしている。
- (注) 当局が香川県視覚障害者福祉センターからの紹介を受け、香川県内の盲導犬使用者 7 名にヒアリングを行った結果による。

図表 33 香川県内の盲導犬使用者が、周囲の方にお願いしたいと思うこと

- 盲導犬に食べ物を与えないでほしい。
- 口笛で盲導犬の気を引かないでほしい。
- 電車に乗っているとスマートフォンで写真を撮る人がいるのでやめてほしい。
- 悪意がないのは分かっているが、盲導犬に話しかける方や触れようとする方がいるので、 そっと見守ってもらいたい。
- 何かあれば盲導犬に話しかけるのではなく、盲導犬ユーザーに話しかけるようにしてもらいたい。
- 犬の正面から声を掛けないでほしい。
- 盲導犬がおとなしくしている様子を見て「かわいそう。」と言う人がいるが、使用者が厳しくしつけているのではなく、訓練されているゆえにおとなしいことを理解してほしい。
- 普段は温かく見守って、助けてほしいときに助けてほしい。
- (注) 当局が香川県視覚障害者福祉センターからの紹介を受け、香川県内の盲導犬使用者 7 名にヒアリングを行った結果による。

図表 34 香川県内の盲導犬使用者の行政に対する主な意見・要望

- 現在は、ホテルやレストランを利用する場合、事前に電話で盲導犬の受入れの可否を確認 しているが、そのようなことを確認する必要がないようになればと思う。まだ、十分に理解 の醸成が図られていない。
- 盲導犬の同伴を断る事業者や、悪意がないのは分かっているが盲導犬に触れようとする方 などがいるため、行政機関は普及啓発活動に一層注力してほしい。
- 補助犬法には、補助犬を同伴しての入店を拒否しても罰則規定がない。ただ、犬が嫌いな人もいるだろうから、罰則を設けるのもなかなか難しいと思われる。このため、入店拒否事例が発生した際には、行政から指導してもらいたい。また、補助犬は、きちんと訓練施設で訓練を受けており、何ら問題ないということをもっと普及啓発してもらいたい。
- 全ての店で補助犬の入店を許可してほしい。
- 相談事がある際に、各相談内容に対応する窓口が分かりにくい。
- 補助犬の啓発パンフレットを様々な場所に置いてほしい。
- 最近の道路は、車道と歩道の段差が小さいため、歩道と車道の区別がつきにくい場所がある。 盲導犬は交差点の手前で止まるが、その際、盲導犬が安全な箇所で止まっているのか、 車道の寸前で止まっているのか確認ができない場合がある。
- 以前に比べて大分、補助犬に対する理解は進んできている。
- (注) 当局が香川県視覚障害者福祉センターからの紹介を受け、香川県内の盲導犬使用者 7 名にヒアリングを行った結果による。

補助犬に関する啓発活動の実施状況 図表 35

生姑絲問	猪籽	李 龟本	上 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立 立
N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	一里为	小沙水田	上にが上
年 2 2 4 4 4			・「わたしたちはパートナー 障害者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒。受け
南松国祝向、南松 祭努朗 十年祭努	ポスター	住民	入れに、ご理解をお願いいたします。」(厚生労働省作成ポスター)を来庁者の
祝務者、 			待合スペースや庁舎入口付近に掲示
枸	リーフレット	住民	・「ほじょ犬もっと知って BOOK」(厚生労働省作成リーフレット)を配布
	ラジオ	住民	・補助大法の概要等について放送
香川県	リーフレット	住民	・「ほじょ犬もっと知って BOOK」(厚生労働省作成リーフレット)を配布
	パネル展示	住民	・補助犬について掲載したパネルを展示
	オームページ	住民	・補助犬法の概要、パンフレット・ステッカー等を掲載
中		4 公	・「ほじょ犬もっと知って BOOK」(厚生労働省作成リーフレット)を配布(平成 30
同公川	マップノーン	五 人 小	年6月実施)
	ステッカー	商工会等	・補助犬の受入れを明示するステッカーを配布(平成30年6月実施)
			・「わたしたちはパートナー 障害者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒。受け
计分许	ポスター	町内事業者	入れに、ご理解をお願いいたします。」(厚生労働省作成ポスター) を配布(平成
十多年四			30年7月実施)
	ステッカー	町内事業者	・補助犬の受入れを明示するステッカーを配布(平成30年8月~9月実施)
出	広報誌	住民	・補助犬の概要等に係る記事を掲載(平成30年8月号に掲載)
	リーフレット	商工会等	・「ほじょ犬もっと知って BOOK」(厚生労働省作成リーフレット)を配布

(注)1 当局の調査結果による。2 調査結果は、原則平成 28 年 4 月 1 日から 30 年 5 月 31 日までの間の実施状況のうち、補助犬に特化した啓発活動について当局が把握できたものを記載した(一部 平成 30 年 5 月 31 日以降の実施に係る内容を含む。)。なお、図表 24 に掲載した地方公共団体が配布しているペンフレット等の中で、補助犬について触れているものが見受けられた。

3 補助犬の受入れを明示するステッカーの掲示による啓発状況は、図表36~39参照

図表 36 補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への掲示状況(国の行政機関)

調査対象機関	掲示状況	特記事項
高松サンポート合同庁舎 【管理官署:四国財務局】 【入居官署:四国行政評価支局、香川労働 局、高松労働基準監督署、四国経済産業 局、四国地方整備局、四国運輸局】	×	・平成30年11月掲示開始 ・四国財務局及び四国行政評価支 局は、ホームページで補助犬の 受入れを明示している。 ・香川労働局及び高松労働基準監 督署は、執務室入口に個別にス テッカーを掲示している。
高松法務合同庁舎 【管理官署:高松高等検察庁】 【入居官署:高松法務局】	×	· 平成 30 年 7 月掲示開始
高松国税総合庁舎 【管理官署:高松国税局】 【入居官署:高松税務署】	0	・高松国税局及び高松税務署は、 ホームページでも補助犬の受入 れを明示している。
高松法務局丸亀支局	0	
丸亀税務署	0	・ホームページでも補助犬の受入 れを明示している。
丸亀労働基準監督署	0	_
高松公共職業安定所	0	
丸亀公共職業安定所	0	
≅†	掲示:6施設 未掲示:2施設	

⁽注) 1 当局の調査結果による。

² 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

^{3 「○」}は補助犬の受入れを明示するステッカーを掲示していることを、「×」は当該ステッカーを掲示していないことを示す。

図表 37 補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への掲示状況(地方公共団体及び 公立病院)

関連調査等 対象機関	掲示状況	特記事項
香川県	0	・食堂及び喫茶入口に掲示
高松市	×	_
丸亀市	0	_
坂出市	×	_
善通寺市	0	_
観音寺市	×	_
さぬき市	○ (注3)	・本庁舎も平成30年6月以降掲示開始
東かがわ市	×	_
三豊市	×	_
土庄町	0	_
小豆島町	×	_
三木町	0	_
直島町	×	_
宇多津町	×	_
綾川町	\circ	_
琴平町	×	_
多度津町	0	_
まんのう町	×	_
計	掲示:8 施設 未掲示:10 施設	
公立病院A	0	_
公立病院B	×	・平成30年6月掲示開始
計	掲示:1 施設 未掲示:1 施設	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。
 - 3 地方公共団体は、本庁舎における掲示状況を調査した。ただし、さぬき市は、長寿障害福祉課がある長尾支所における状況を調査した。
 - 4 「○」は補助犬の受入れを明示するステッカーを掲示していることを、「×」は当該ステッカーを掲示していないことを示す。

図表 38 補助犬の受入れを明示するステッカーの庁舎入口等への 掲示状況(独立行政法人等)

関連調査等対象機関	掲示状況
日本司法支援センター香川地方事務所	(注 4)
四国こどもとおとなの医療センター	×
香川大学	×
高松西年金事務所	×
計	揭示:0 施設
пТ	未掲示:3施設

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。
 - 3 香川大学は、幸町地区事業場における掲示状況を調査した。
 - 4 日本司法支援センター香川地方事務所が入居している建物は、別に 管理者がいるため、調査結果から除外した。
 - 5 「×」は、補助犬の受入れを明示するステッカーを掲示していない ことを示す。

図表 39 補助犬の受入れを明示するステッカーの自施設への掲示状況等(事業者)

関連	車調査等対象機関数:9 事業者	主な掲示場所
	うち、ステッカー等を掲示している 事業者数:5事業者	店舗入口、船舶・バス等の車両、バス停
	うち、ホームページで補助犬受入れ	
	を明示している事業者数:2事業者	_

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。

図表 40 医療機関における補助犬使用者及び補助犬の受入体制の整備状況

四次で 西京成内でのころの市の人民力		とノくは、中心の
関連調査等対象機関	整備状況	未整備の理由
四国こどもとおとなの医療センター	×	・医療機関用補助犬受入マニュアルは 承知していたが、これまで受入事例 がなかったことから、検討していな かった。
公立病院A	×	・医療機関用補助犬受入マニュアルの 存在を十分に承知していなかった。
公立病院B	×	・医療機関用補助犬受入マニュアルの 存在を十分に承知していなかった。
計	整備:0機関 未整備:3機関	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 - 2 調査結果は、平成30年5月31日時点の状況である。
 - 3 「×」は、補助犬使用者及び補助犬の受入体制を整備していないことを示す。
 - 4 公立病院Aでは、調査を契機に、医療機関用補助犬受入マニュアルに基づき、補助犬の同伴可能区域の明確化等を図った。